

山梨県森林公園金川の森
管理運営業務の内容及び基準

令和4年5月
山梨県

目 次

1	設置目的	1
2	施設の概要	1
3	施設全般に関する業務等	
	(1) 公園施設の営業日等	1
	(2) 利用の承認等	1
	(3) 利用料金の徴収	2
	(4) 利用料金の減免	2
	(5) 利用料金の還付	2
	(6) 禁止行為の防止	2
	(7) 緊急時の対応	2
	(8) 関係機関との連絡調整	3
	(9) 事業報告書等の作成及び提出	3
	(10) 業務計画書の作成及び提出	3
	(11) 利用者サービスの向上	3
	(12) 広報活動	4
	(13) ボランティアとの協働	4
	(14) 森林セラピー基地の運営	5
	(15) 施設の効果を高める取り組み	5
	(16) 情報の管理	5
	(17) 管理運営体制	5
	(18) 暴力団の排除措置	5
4	施設の維持管理業務	
	(1) 施設及び設備点検業務	6
	(2) 清掃業務	6
	(3) 保守管理業務	6
	(4) 植栽等管理業務	6
	(5) 修繕業務	6
	(6) 備品管理業務	7
	(7) 駐車場管理業務	7
	(8) 保安警備業務	7
	(9) 防火、防災業務	7
5	施設の運営業務	
	(1) サービスセンター	7
	(2) サイクルステーション（スポーツの森）	8
	(3) サイクルステーション（どんぐりの森）	8
6	普及・啓発等に関する業務	
	(1) 主催事業	8

(2) 支援事業	9
(3) 施設の整備・充実	9
7 その他	
(1) 補償対策	9
(2) 保険への加入	9
(3) 親水施設用水及びゲートボール場水道使用料	9
(4) 借地料	10
(5) モニタリングの実施	10
(6) 緑化推進事業への協力	10
(7) 環境への配慮	10
別表 1 施設の詳細	11
別表 2 建物の詳細	15
別表 3 備品	16
別表 4 維持管理業務の内容	18
別表 5 令和元・2・3年度主催事業	21
別表 6 令和元・2・3年度利用実績	28
別表 7 令和元・2・3年度管理運営経費内訳	29
別表 8 令和2年度モニタリングシート	32
添付資料1 山梨県都市公園条例（抜粋）	38
添付資料2 山梨県都市公園条例施行規則	66
添付資料3 金川の森位置図	87
添付資料4 金川の森全体設計平面図（1～4）	88
添付資料5 サービスセンター平面図	92
添付資料6 サイクルステーション平面図	93
添付資料7 自動体外式除細動器の管理仕様書	94
添付資料8 関係法令一覧	95
添付資料9 山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森 指定管理業務モニタリング実施要領	96
添付資料10 山梨県建築物点検マニュアル（抜粋）	98

森林公園金川の森（以下「金川の森」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、山梨県都市公園条例（以下「条例」という。）、山梨県都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）、都市公園法（以下「法律」という。）、及び森林法、その他関係法令等によるほか、この基準による。

1 設置目的

金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を中心とした森林を将来にわたって保存し、保安林機能の増進を図るとともに、県民の保健休養の場として活用する。

2 公園施設の概要

公園面積 36.2ha

主な区域及び面積	主要施設
どんぐりの森 10.9 ha	サービスセンター（管理事務所）、サイクルステーション、トイレ、遊具施設、経塚古墳、ターゲットバードゴルフ場（ミニコース）、森のせせらぎ、峯望池
スポーツの森 11.3ha	サイクルステーション、乗り物広場、トイレ、ターゲットバードゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設等
かぶとむしの森 5.3ha	バードデッキ、遊具施設、野鳥のせせらぎ、ゲートボール場、いきもの観察施設、トイレ等
こもれびの森 2.3ha	ドッグラン、水飲み等

※詳細については別表1、別表2、添付資料3～6参照

3 施設全般に関する業務等

（1）公園施設の営業日等

- 次表のとおりとする。ただし、毎週月曜日は休業日とし、この日が休日の場合はその翌日を休業日とする。

区分	営業日	利用時間	摘要
サービスセンター サイクルステーション ターゲットバードゴルフ場 乗り物広場	1/2～12/28	9:00～17:00	1/2～3、4/30～5/5及び7/21～8/31は無休とする

- 利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて営業時間の延長を行うこと。
- 営業日及び利用時間を変更する場合は、あらかじめ県の承認を得て変更することができる。

（2）利用の承認等

- 条例第十四条に基づきターゲットバードゴルフ場及び用具、自転車、電動アシスト自転車及びサイクルカートの利用承認等を行うこと。

- ・ 施設利用の事務手続きだけでなく、承認の権限も有することに留意し、県民の平等な利用の確保に努めること。
- ・ 利用申込書等の様式を定めること。
- ・ 次に該当する場合は、利用の承認をしない、又は承認を取り消すこと。
 - ① 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - ② 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - ③ その他管理上支障があると認められるとき。

(3) 利用料金の徴収

- ・ ターゲットバードゴルフ場及び用具、自転車、電動アシスト自転車及びサイクルカーの利用料金の徴収を行うこと。
- ・ 利用料金の額は、条例で定める範囲内で指定管理者が知事の承認を得て定めること。

(4) 利用料金の減免

- ・ 条例第十六条第三項及び規則第六条に基づき、次に該当する者がターゲットバードゴルフ場を利用する場合は利用料金の全額を免除することとする。
 - ① 六十五歳以上の者（県内に居住する者に限る。）
 - ② 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者
 - ③ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童又は生徒（土曜日に利用する場合に限るものとし、定期利用である場合を除く。）
- ・ また、県が公用または公共用に使用する場合は利用料金の全額を免除し、その他知事が必要と認めた場合は、知事が相当と認めた額を免除することとする。

(5) 利用料金の還付

- ・ 既に納付した利用料金は、原則還付はしないこと。
ただし、利用者の責に帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(6) 禁止行為の防止

- ・ 条例第三条で禁止されている行為や、オートバイの乗り入れ、危険な利用（ゴルフ、野球等）等を禁止し、利用者の安全の確保に努めること。

(7) 緊急時の対応

- ・ 公園内での急病人や怪我人、火災、犯罪等の発生による関係機関への速やかな通報及び事故報告など、緊急時を想定した事故対応マニュアルを策定するとともに、それらに基づく訓練を年1回以上実施すること。
- ・ 緊急または重要な事項は速やかに県に報告し、適切な対応をとること。
- ・ 自動体外式除細動器（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。なお管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。
- ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。

(8) 関係機関との連絡調整

- ・ 施設の円滑な運営のため、必要に応じて県や笛吹市、金川沿岸を守る会、その他関係団体等と連絡調整を図ること。
- ・ 森林公園である山梨県立武田の杜保健休養林（甲府市）の指定管理者と情報交換を行うとともに、主催事業に係る連携に努めること。

(9) 事業報告書等の作成及び提出

- ・ 定期報告書（事業進捗状況報告）

指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。

なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。

- ・ 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。

- ① 事業実績及び利用状況
- ② 利用料金の収入状況
- ③ 管理業務に係る収支状況
- ④ 自主事業の実施状況及び収支状況
- ⑤ その他必要な事項

- ・ その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

(10) 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ① 次年度の運営目標
- ② 実施事業（自主事業を含む）の概要及び実施時期
- ③ 管理運営体制
- ④ 管理業務に掛かる収支予算
- ⑤ その他必要な事項

(11) 利用者サービスの向上

○利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象に四半期ごとにアンケート調査を実施し、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及び業務改善の状況を四半期ごとに取りまとめ、2ヶ月以内に県に提出するこ

と。

○キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入すること。

サービスセンター及びサイクルステーションについて、コード決済に対応すること。

なお、令和5年4月末までに、導入すること。

○自動販売機の設置

指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機の設置を行うこと。

○自主事業

公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる。

ア イベント、各種興行

イベント、興行等を自ら企画・開催又は誘致し、有料公園施設又は園路・広場を使用する場合は、あらかじめ県と協議の上、以下の条件を満たせば、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

- ・施設の設置目的に沿った内容であること
- ・公序良俗に反しない興行であること
- ・施設の汚損を伴わないものであること

ただし、有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合は、法律又は条例による行為の許可を得て行うこと。

イ 物販事業

指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、ケータリングカー（移動販売車）スペースにおける食事等の提供、いきもの観察施設における昆虫の観察や採取の体験・販売等の提供を行うことができる。

サービスについては、指定管理者自らが行うほか指定管理者が募集した出店者が行うことも可能だが、サービス内容、出店者の選定基準、出店料については、事前に山梨県と協議し、承認を得ること。

設置・管理等に要する費用は指定管理者が負担すること。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定で締結する場合、行政財産目的外使用許可は必要ない。

(12) 広報活動

金川の森のPR及び情報提供のため、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

- ア ホームページの開設、更新等
- イ 案内パンフレット等の作成、配布
- ウ 情報誌、主催事業のチラシ等の作成、配布

(13) ボランティアとの協働

- ・ 金川の森の管理、運営にあたり、金川の森公園サポーター制度を継続し、金川沿岸

を守る会など、ボランティア組織との連携や育成に努めること。

- ・ ボランティア活動への支援・協力を要請された場合は、業務に支障がない限り資機材の貸し出し等の支援を行うこと。
- ・ ゲートボール場及びターゲットバードゴルフミニコース等の管理運営について、指定管理者はそれぞれ地元ボランティア団体と協定を締結し、施設の維持管理や利用者間の調整等を円滑に行うこと。

(14) 森林セラピー基地の運営

- ・ NPO法人森林セラピーソサエティにより認定された森林セラピー基地として、特色ある運営を行うこと。
- ・ 山梨県が「森林公園等を活用した誘客促進事業」において開発した森林セラピープログラム・モニターツアー等を生かし森林セラピー基地運営の基盤とすること。
- ・ 森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」への参加等により、全国の認定団体との情報交換を行い、森林セラピーの普及啓発、利用促進に努めること。

(15) 施設の効果を高める取り組み

①地域に貢献する取り組み

地域、関係機関、ボランティア等との連携を図るとともに、施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上を図ること。

②市町村との連携

施設所在周辺市町村と連携して、地域活性化に取り組むこと。

③施設運営の課題に対する取り組み

施設運営において、次に提示する課題の解決につながる自主事業を実施すること。

- ・ 有料施設（自転車、ターゲットバードゴルフ）の利用促進
- ・ 自然体験プログラム等の体験イベントを通じた自然へ親しむ機会の提供の促進

(16) 情報の管理

- ・ 個人情報保護法の規定を遵守するとともに、山梨県個人情報保護条例に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行うこと。
- ・ 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置など、個人情報の保護に関する要綱を定めること。

(17) 管理運営体制

- ・ 金川の森の適切な管理運営を実施するため、組織の体制を明確にするとともに、必要な有資格者及び経験者等を配置し、管理責任者を明確にすること。
- ・ 職員の研修を行う等、利用者に対するサービスの向上を常に図ること。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応すること。

(18) 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、県有林課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、

契約解除等が行えるよう契約条項に記載すること。

4 施設の維持管理業務

(1) 施設及び設備点検業務

- ・ 指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。
- ・ 日常点検においては、様式1及び日常点検票（様式3）を参考に、目視等による施設・設備・遊具等の巡回点検を日常的に行い、常に安全かつ良好な状態を保持し、異常を発見した場合は速やかに適切な処置を行うこと。点検結果は各施設に保管すること。
- ・ 事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。
- ・ 電球、蛍光灯、トイレトーパー等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行うこと。

(2) 清掃業務

- ・ 良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つため、清掃業務を実施すること。
- ・ 公園内の清掃業務については、別表4を参考に実施すること。

(3) 保守管理業務

- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めること。
- ・ 公園内の施設・設備の保守管理については別表4を参考に実施すること。

(4) 植栽等管理業務

- ・ 利用者の安全を確保しつつ、植栽等の特性、美しい景観に配慮し快適な空間を提供することができるよう、植栽等管理業務を実施すること。
- ・ 公園内の樹木及び芝生等の維持管理については、別表4を参考に実施すること。
- ・ 保安林機能の増進のため、枯損木等が生じた場合は補植を行うなど、健全な森林の維持に留意すること。
- ・ 草刈りの際には、稀少植物の保護に充分留意すること。
- ・ 治水広場は、山梨県消防防災ヘリコプター及び県立中央病院のドクターヘリの離着陸に支障のないよう管理すること。

(5) 修繕業務

① 応急的な修繕

公園内における施設・設備等が破損、損壊または老朽化などにより、安全または管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、次のとおり行うこと。

- ・ 早急に修繕方法の検討及び修繕経費の見積りを行う。
- ・ 修繕に要する経費が60万円未満の場合は、指定管理者が直ちに修繕を行う。
- ・ 修繕に要する経費が60万円以上の場合は、速やかに見積書を添付し県に報告すること。

② 計画的な修繕

修繕が必要な施設・設備のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、県からの別途指示により、指定管理者が修繕の箇所、内容、金額、優先順位等を報告すること。

県は、指定管理者の報告に基づき計画的に行う修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲内で修繕を実施又は指定管理者に指示を行う。

(6) 備品管理業務

- ・ 施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合が生じた備品は、60万円未満の修繕費のものについては、指定管理者が修繕すること。
- ・ 修繕できない備品については、県に破損の報告をすること。なお、更新については、県が行うものとする。
- ・ 新たな備品が必要な場合には、県に協議すること。
- ・ 備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えずに使用に耐えるもので、購入単価が原則5万円以上の物品をいう。
- ・ 県は業務に必要な車両を指定管理者に貸与することとする。車両の車検については指定管理者が行うこと。

※備品の詳細については、別表3参照

(7) 駐車場管理業務

- ・ ゴールデンウィーク等多くの来園が見込まれる場合には、駐車整理のための要員を配置すること。
- ・ 駐車場の利用は、原則として公園利用者に限ることとする。
- ・ 利用時間については、利用者の利便性等を勘案し、定めること。

(8) 保安警備業務

- ・ 防犯に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。また、公園の異常の有無の確認等のため、公園内を巡回すること。
- ・ サービスセンター及びサイクルステーションについては、休業日、夜間の防犯、防火のため、機械警備を導入すること。

(9) 防火、防災業務

- ・ 防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために防火、防災業務を行うこと。
- ・ サービスセンター及びサイクルステーションについては、消防法第8条第1項に基づき、甲種防火管理講習を修了した防火管理者を配置し、消防計画書を届け出ること。
- ・ 金川の森は、東海地震及び南関東直下の地震の防災対策強化地域に指定されているため、大規模地震対策特別措置法第7条第1項により地震防災応急計画を作成し、提出すること。

5 施設の運營業務

(1) サービスセンター

ア 窓口業務

公園の総合窓口として次に掲げる業務を行うこと。

- ・ 公園全体の管理運営の統括、連絡調整
- ・ 公園利用者の接遇
- ・ 公園利用（遠足、研修等）の受付

イ インフォメーションホール及び図書コーナーの管理運営

- ・ 展示物、掲示物、図書等は常に整理し、最新情報を提供するなど、利用者が利用しやすい環境を維持すること。
- ・ 主催事業、写真展、展覧会などの会場として活用を図ること。

ウ 救護室の管理運営

不測の事態に対応できるよう、救急用具及び薬品を備えつけておくこと。一方、平常時には主催事業の講習、利用者の研修及び会議等の利用を図ること。

(2) サイクルステーション（スポーツの森）

ア 窓口業務

金川の森は、金川と道路により7エリアに分かれていることから、公園全体の総合窓口はサービスセンターで行い、スポーツの森は次に掲げる窓口業務を行うこと。

- ・ ターゲットバードゴルフ場及び自転車、電動アシスト自転車、サイクルカートの利用受付、承認並びに利用料金の徴収等。
- ・ 乗り物広場の利用指導、安全管理
- ・ 公園のサブサービスセンターとしての管理運営
- ・ 公園利用者の接遇
- ・ 公園利用者への情報提供

イ 休憩室の管理運営

常に利用しやすい環境を整えるとともに、主催事業の講習等の利用を図ること。

(3) サイクルステーション（どんぐりの森）

ア 窓口業務

どんぐりの森における自転車利用の窓口として次に掲げる業務を行うこと。

- ・ 自転車、電動アシスト自転車の利用受付並びに利用料金の徴収等。
- ・ 乗り物広場の利用指導、安全管理
- ・ 公園利用者の接遇

6 普及・啓発等に関する業務

(1) 主催事業

- ・ 金川の森の自然に親しみ、森林への理解を深めてもらう機会を提供するため、森林、植物、昆虫など自然科学や、交通安全の普及啓発のための交通道德に関する企画、森林セラピー、など、公園の効用を発揮できるような主催事業を実施すること。
- ・ 利用者の要望を取り入れ、児童から高齢者まで参加できるような内容とすること。
- ・ 主催事業と自主事業は目的、内容において区分を明確にすること。

※令和元年・2・3年度の実施内容等については、別表5参照。

※森林セラピーについては、年12回程度の体験プログラムを実施すること。

(2) 支援事業

- ・ 依頼を受けた場合には、小中学校の総合学習や社会教育の場の提供、講師の派遣等の支援を行うこと。
- ・ 公園の効用を発揮するため、主催事業等を通じ、公園を活動の場として、レクリエーション、野外学習及びボランティア活動等を自主的に実施できる組織づくりに取り組むこと。

(3) 施設の整備・充実

- ・ 案内説明板等を随時更新し、必要に応じて補充すること。

7 その他

(1) 補償対策

指定管理者の管理瑕疵により利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者がその損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、山梨県と指定管理者が協議のうえ対応するものとする。

(2) 保険への加入

① 火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、県で加入する。

② 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、その基準は下記のとおりとする。なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

- ・ 賠償責任保険加入面積 36.2ha (公園面積)
- ・ 対人 被害者1名につき1億円以上 1事故3億円以上
- ・ 対物 1事故500万円以上

③ 自動車損害賠償責任保険及び任意保険

指定管理者は、自動車損害賠償責任保険に加入するとともに、任意保険についても下記の基準により加入すること。

- ・ 小型貨物自動車、軽四輪貨物車

対人賠償	1名につき	無制限
対物賠償	1事故につき	無制限(免責金額 0円)
人身傷害	1名につき	5,000万円以上

④ 自転車損害賠償責任保険

指定管理者は、レンタサイクル用の自転車損害賠償責任保険に加入すること。

(3) 親水施設用水及びゲートボール場水道使用料

笛吹川沿岸土地改良区と畑地かんがい用水の使用協定を締結している、どんぐりの森の親水施設の用水の使用料(年額1,091千円)は、指定管理者が委託料より支払うこととする。

また、かぶとむしの森のゲートボール場の水道の使用料（年額13千円）についても、指定管理者が委託料より支払うこととする。

(4) 借地料

スポーツの森の敷地の一部に係る借地料については、県が負担する。

(5) モニタリングの実施

指定管理者は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

期待される施策効果が発揮できているか、モニタリングを通じて評価・検証するにあたっては、次の内容を目標とする。

- ・ 有料施設（自転車、ターゲットバードゴルフ）の利用件数について、山梨県総合計画の年増加率2.6%の達成を目標とする。
- ・ 自然体験プログラム等の体験イベントの実施回数について、過年度実施回数を確保する。

※有料施設の利用件数及び自然体験プログラムの実施回数の目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した値とする。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。是正勧告を受けても改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

(6) 緑化推進事業への協力

緑の知識や技術を学ぶ講座など県が行う緑化推進事業の場の提供に協力すること。

(7) 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県はやまなしエネルギー環境マネジメントシステムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- ① 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- ② エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- ③ 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ④ ①の実施状況及び②の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
ど ん ぐ り の 森	緑地	樹林地	58,250	m ²	
		芝生地	11,875	m ²	
		ワイルドフラワー	4,280	m ²	
	建物	サービスセンター	1	棟	木造
		サイクルステーション	1	棟	鉄筋造平屋建
		滝の広場トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート壁式構造平屋建
		冒険の砦トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		休憩舎	1	棟	木造 12,740×5,460
		サイクリング・ステーション(小)	1	棟	木造、3,600×3,600
		かすみ提東トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		四阿	2	棟	木造
	その他施設	公園車庫	1	棟	鉄骨造
		スプリングプラットフォーム	2	基	
		スプリング遊具	3	基	
		大型複合遊具	1	基	
		登りネット	1	基	3,000×4,400
		ローラーライダー	1	基	
		ターザンロープ	1	基	
		サスケジャンプ	1	基	
		クライム遊具	1	基	
		ローラー滑り台	1	基	
		丸太ステップ	1	基	
		丸太平均台	1	基	
		ロープ渡り	1	基	
		2連ブランコ	1	基	
		幼児用滑り台	1	基	
		砂場	1	基	
		コンビネーション遊具	1	基	
		受変電設備	1	式	
		カーポート	1	基	5,055×2,860
		テラス(峯望池)	1	式	手摺・橋・縁木A・B・C含む 木造・耐候性鋼材
	テラス(野の花広場)	1	基	木造	
	デッキ(どんぐりの森)	1	基	1,500×22,500 木造・耐候性鋼材	
	森のせせらぎ	1	式	一の泉・二の泉・流れⅠ・Ⅱ・Ⅲ・滝含む	
	峯望池	1	式		
	小橋Ⅰ	2	基	W=1,500 L=6,000 木造 森のせせらぎ	
	小橋Ⅱ	4	基	W=1,500 L=4,080 木造 森のせせらぎ	
滝のステージ	1	式	水路・浄化ピット含む		
カナル	1	式			
見晴台	1	式	経塚		
水飲み	5	基	450×550×800 擬石		
足洗い場	1	基			
時計A	2	基	スタンダード		
時計C	1	基	カリオン		
外灯A	48	基	250w		
外灯B	8	基	フットライト		
照明器具A	4	基	HID100w		
背つきベンチ	33	基	L=1,800		
背なしベンチ	12	基	L=1,800		
縁台	10	基	W=990 L=2,000 木造		
スツール	1	基	石		
ピクニックテーブル	5	基	1,200×1,200 木造		

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
どんぐりの森	その他施設	ピクニックベンチ	20	基	L=1,200 H=450 木造
		受水槽設備	2	基	5m ³ ,1.5m ³
		ミニターゲットバードゴルフ場	1	式	18ホール
		バーベキュー場	1	式	5サイト
		飲食スペース(ケータリングカー)	1	式	ウッドデッキ、パーゴラ、電源設備
		かぶとむし虫飼育小屋	1	基	パイプ+ワイヤーメッシュ
		第1駐車場			118台
		第3駐車場			60台
スポーツの森	緑地	樹林地	70,550	m ²	
		芝生地	11,780	m ²	
	建物	サイクルステーション	1	棟	鉄筋コンクリート造平屋建
		カートピット	1	棟	鉄骨造
		第2駐車場トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート壁式構造平屋建
		サイクリング・ステーション(小)	2	棟	木造、3,600×3,600
		第4駐車場トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		TGBトイレ	1	棟	木造平屋建
		遊具	子どもの城	1	式
	線路デッキ		1	基	
	クルクル円盤		1	基	
	鉄道		1	式	
	駅舎		2	基	
	トンネル		1	式	
	おとぎの城		1	基	
	ミニハウス		1	基	
	おこりんぼう		1	基	
	マリポン(大)		2	基	
	マリポン(中)		2	基	
	そら豆テーブル		2	基	
	デージーイス		2	基	
	木製ベンチ		4	基	
	大砂場	1	基		
	その他施設	太陽光発電システム	1	式	5kw サイクルステーション内
		デッキ(スポーツの森)	1	基	7,985×6,090 木造・耐候性鋼材
		石橋A	1	基	L=10,000
		石橋B	1	基	L=6,000
		鉄橋	1	基	ウォール I・II含む 鉄筋コンクリート
		古墳復元	1	式	
		水飲み	4	基	450×550×800
		擬木水飲み	1	基	
		時計B	1	基	乗り物広場
		信号	1	基	
		踏切警報機	1	基	
		外灯A	13	基	250w
		屋外スピーカー	3	基	5m カラーボール共
		背つきベンチ	12	基	L=1,800 木造
背なしベンチ		4	基	L=1,800 木造	
スツール		1	基	石	
ピクニックテーブル		5	基	1,200×1,200	
ピクニックベンチ		20	基	L=1,200 H=450	
ベンチテーブル		3	基	乗り物広場	
パーゴラ		1	基	木造・鋼材	
花電車	1	式	鋼材・木		
プラットホーム	1	基	ブロック舗装・コンクリート		
ログパーゴラB	1	基	木造		

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
スポーツの森	その他施設	水制V	5	基	中空三角ブロック移設
		かすみ提ミニチュア	1	式	御影石 h=450、L=71,000
		太陽電池時計	1	基	治水広場
		受水槽設備	1	基	5m ³
		マウンテンバイクコース	1	式	
		ターゲットバードゴルフ場	1	式	18ホール
		飲食スペース(ケータリングカー)	1	式	開閉式テント、電源設備
		木製階段	3	基	6段、7段、9段 (治水公園内)
		第2駐車場			204台
		第4駐車場			9台
さくらの森	緑地	樹林地	10,820	m ²	
		芝生地	11,045	m ²	
	建物	さくらの森トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		サイクリング・ステーション(小)	1	棟	木造、3,600×3,600
	その他施設	外灯A	2	基	250w
		背なしベンチ	4	基	L=1,800
		縁台	7	基	W=990 L=2,000
		花見台	1	基	木造・耐候性鋼材
		サークルベンチ	1	基	
		受水槽設備	1	基	0.5m ³ ,ソーラー時計付き
第5駐車場			23台		
ふれあいの森	緑地	樹林地	26,710	m ²	
		芝生地	6,635	m ²	
	建物	ふれあいの森トイレ	1	棟	木造+アルミサド・イチパネル壁式構造
		四阿	1	棟	
	その他施設	縁台	9	基	
		外灯A	1	基	250w
		第6駐車場			20台
第7駐車場			5台		
かぶとむしの森	緑地	樹林地	45,760	m ²	
	建物	かぶとむしの森トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		かぶとむしの森トイレ(P9)	1	棟	木造平屋建
		ひねりん	1	基	
		くるくるすべり棒	1	基	
		2連ブランコ	1	基	
		ジャングルジム	1	基	
		3連鉄棒	1	基	
		スプリング遊具	2	基	
		その他施設	外灯A	1	基
	野鳥のせせらぎ		1	式	流出施設含む
	ほたる池		1	式	取水施設含む
	だんだん池		1	式	
	橋		1	基	W=3,000 L=4,000
	木橋Ⅰ		1	基	W=1,000 L=3,000
	木橋Ⅱ		1	基	W=1,400 L=5,500
	木橋Ⅲ		1	基	W=2,000 L=2,000(バードデッキ隣)
	木製改段		1	基	W=2,000 13段 (バードデッキ隣)
	いきもの観察施設		1	基	木製パーゴラ+ネット
	空中観察施設		2	基	木製
	背つきベンチ		4	基	L=1,800
	背なしベンチ		3	基	L=1,800
	バードデッキ	1	基	木造	
ゲートボール場	3	面			
第8駐車場			13台		
第9駐車場			25台		

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
こもれびの森	緑地	樹林地	22,135	m ²	
		古墳復元	1	式	
	その他施設	縁台	3	基	W=990 L=2,000
		ドッグラン	1,084	m ²	
		ログパーゴラA	1	基	

建物の詳細

別表2

区分	名称	構造及び規模	数量	建物		設置年月	備考
				建築面積	延床面積		
どんぐりの森	サービスセンター	木造	1	366.63	349.97	H.7	事務室、インフォメーションホール、救護室、トイレ、湯沸室、更衣室
	サイクルステーション	鉄骨造平屋建	1	113.4	113.4	H25.3	詰所、修繕スペース、駐輪場
	公園車庫	鉄骨造	1	9.75	9.75	H.7	
	滝の広場トイレ	鉄筋コンクリート壁式構造平屋建	1	46.37	46.37	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	冒険の砦トイレ	鉄筋コンクリート造+木造平屋建	1	36.49	27.73	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	休憩舎	木造	1	46.37	46.37	H.8.3	
	サイクリング・ステーション(小)	木造	1	12.96	12.96	H.8.3	
	かすみ提東トイレ	鉄筋コンクリート造+木造平屋建	1	36.49	27.73	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	四阿	木造	1	9	9	H.8.3	
四阿	木造	1	4.86	4.86	R3.10		
スポーツの森	サイクルステーション	鉄筋コンクリート造平屋建	1	414.45	349.15	H.7	事務室、自転車倉庫、トイレ、休憩室
	カートピット	鉄骨造	1	52.58	30.52	H.8	
	第2駐車場トイレ	鉄筋コンクリート壁式構造平屋建	1	39.81	39.81	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	サイクリング・ステーション(小)	木造	2	12.96	12.96	H.8.3	
	第4駐車場トイレ	鉄筋コンクリート造+木造平屋建	1	36.49	27.73	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	TGBトイレ	木造平屋建	1	7.45	7.45	R3.10	
さくらの森	さくらの森トイレ	鉄筋コンクリート造+木造平屋建	1	36.49	27.73	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	サイクリング・ステーション(小)	木造	1	12.96	12.96	H.8.3	
ふれあいの森	ふれあいの森トイレ	木造+アルミサドイッチパネル壁式構造	1	9.81	9.81	H.7	男:大1、小1、手洗1、女:大1、手洗1、身障:大1、手洗1
	四阿	木造	1	9	9	H.8.3	
かぶとむしの森	かぶとむしの森トイレ	鉄筋コンクリート造+木造平屋建	1	36.49	27.73	H.8.3	男:大1、小2、手洗2、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1
	かぶとむしの森トイレ(P9)	木造平屋建	1	34.58	33.12	H25.3	男:大1、小2、手洗1、女:大2、手洗2、身障:大1、手洗1

備 品

別表3

No.	品 名	保管場所	数	計	規 格	会社名	機 種
1	電話機	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	サンヨー子機	サンヨー パナソニック	TEL-B5 KX-PD604DL-N
2	事務机	管理事務所 サイクルステーション	2 3	5	1000*700*700		間伐材
3	事務机	サイクルステーション	4	4	1000*700*700	コクヨ	BN107
4	事務椅子	サイクルステーション	6	6	465*545*885	プラス	KB14 1N、1台損壊
5	更衣ロッカー	サイクルステーション	8	8		プラス	LK13
6	傘立て	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	1285*460*915		間伐材
7	引違い書庫	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	1760*400*880	プラス	SG-603R(ベース共)
8	清掃用具ロッカー	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	455*515*1790	プラス	45V
9	ボード棚	管理事務所	15	15	1800*800*1800	プラス	B-6620-4
10	ティークビネット	サイクルステーション	2	2	600*450*1790	プラス	BK600S/TC-600J
11	クリアケースキビネット小	サイクルステーション	4	4	265*333*461	プラス	MT110A
12	クリアケースキビネット大	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	900*400*886	プラス	MT-320PB
13	キーボックス	サイクルステーション	2	2	322*50*340	プラス	KK-20
14	ホワイトボード	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	1200*79*922	プラス	W-34WK
15	休憩用長椅子	管理事務所	10	10			間伐材
16	教室折畳み椅子	管理事務所 サイクルステーション	41 52	93	478*480*760		間伐材、1台損壊
17	教室折畳み机	管理事務所 サイクルステーション	14 11	25	450*1500*700	プラス	YT515B
18	デスクテーブル	管理事務所	4	4	900*680		間伐材
19	デスク椅子	管理事務所 サイクルステーション	33 3	36	570*500*760 570*500*760		間伐材 間伐材
20	電気冷蔵庫	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	150リットル	東芝	GR-K15T
21	電磁調理器	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	3500W	サンウェア	C-SBE201
22	電気給湯器	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	11.7リットル	TOTO	RE12SA
23	耐火金庫	サイクルステーション	1	1	452*258*650	プラス	C-62
24	ワイヤレスマイク設備	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2		TOA	WA660
25	両開き書庫	サイクルステーション	2	2	880*380*1790	プラス	SS-206
26	トランシーバー	共通	5	5		ソニー	ICB U600
27	玄関マット	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	グリーン	プラス	93-145
28	フィールドスコープ II	管理事務所	10	10		ニコン	
29	フィールドスコープ 三脚	管理事務所	9	9		ニコン	FT-1200 1基破損
30	チェーンソー	管理事務所	1	1		スチール	021
31	動噴セット	管理事務所	1	1		丸山	MS310EA
32	発電器	管理事務所	1	1	2.8KVA	クボタ	HA1400
33	水中ポンプ	管理事務所	1	1	50mm	丸山	MP561E-H
34	焼却炉	管理事務所	1	1	1150*1250*1190	憐ダイト	AR-600 未使用 撤去要望
35	アルミハシ	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	28ステップ		
36	脚立	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	2123MM		
37	マルチボード	管理事務所	10	10		プラス	51-338

備 品

別表3

No.	品 名	保管場所	数	計	規 格	会社名	機 種
38	自転車 26インチ	サイクルステーション	7	7		ミヤタ	NB63W、NK63S
39	自転車 27インチ	サイクルステーション	1	1		ブリジストン	BR73W
40	自転車 24インチ	サイクルステーション	26	26		ブリジストン	BR43W、NK40W
41	自転車 22インチ	サイクルステーション	8	8		ブリジストン	NVL22
42	自転車 20インチ	サイクルステーション	15	15		ブリジストン	EPL20、NEP20
43	自転車 18インチ	サイクルステーション	31	31		ブリジストン	EKD18
44	自転車 16インチ	サイクルステーション	20	20		ブリジストン	EKD16
45	自転車 14インチ	サイクルステーション	12	12		ブリジストン	EKD14
46	MTB 26インチ	サイクルステーション	10	10		R4年度導入予定	
47	MTB 22インチ	サイクルステーション	10	10		ブリジストン	EA226
48	MTB 20インチ	サイクルステーション	14	14		ブリジストン	CF206、EA206
49	ゴーカート(一人乗り)	サイクルステーション	39	39		オートクラフト	サイクルカート、スパイダー、キヤラシー
50	ゴーカート(二人乗り)	サイクルステーション	8	8		オートクラフト	サイクルカート、クワッツク
51-1	電動アシスト自転車 24インチ	サイクルステーション	10	10		ヤマハ	PASナチュール
51-2	電動アシスト自転車 26インチ	サイクルステーション	50	50		ヤマハ	PASナチュール
51-3	電動アシスト自転車 20インチ	サイクルステーション	10	10		ヤマハ	PAS Kiss mini リアチャイルドシート付
52	コンプレッサー	サイクルステーション	1	1		ヒタチ	0.4-OP7S
53	工具セット	管理事務所	2	2		プラス	KG-045S
54	自動券売機	サイクルステーション(スポーツ) サイクルステーション(どんぐり)	2 1	3		タローリー	VT-S10(内1台脚付き)
55	管理用車輛(管理)	管理事務所	1	1		スズキキャリー	660CC 4WD
56	トランスタマカホン	サイクルステーション	1	1	92*184*266	TOA	SPA-603W
57	ベンチ	全域	17	17		コブキ	EX-12091AT
58	太陽電池時計	エリアI 広場 各エリアP	1 4	1 4		創研 コブキ	太陽電池時計塔 EX-53050 475000
59	ヘルメット	管理事務所	1	1			
60	応接用机	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2	1050*610*420		間伐材
61	応接用椅子セット	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2			間伐材
62	OAテーブル	管理事務所 サイクルステーション	1 1	2		ライオン	FS-730
63	フィールドスコープII用 交換レンズ	管理事務所	10	10		ニコン	
64	スライドスクリーン	サイクルステーション	1	1	2400*1800		
65	白板(ホワイトボード)	管理事務所	1	1	1200*79*922	ライオン	HM11N
66	下駄箱	管理事務所	1	1			
67	剥製(シカ 大)	管理事務所	1	1	153*130*70		
68	剥製(シカ 小)	管理事務所	1	1	84*87*30		
69	剥製(イノシシ)	管理事務所	1	1	体長100cm		
70	剥製(クマ)	管理事務所	1	1	190*100*100		
71	本棚	管理事務所	3	3	1400*1050*550		木製
72	本棚	管理事務所	1	1	865*1050*550		木製
73	図書	管理事務所	310 (347)	310 (347)			絵本・図鑑等 かっこ内はシリーズ物をバラした数
74	ターゲットバードゴルフクラブ	管理事務所 サイクルステーション	25 32	57			内左利き用 3本 内左利き用 2本
75	ターゲットバードゴルフボール	管理事務所 サイクルステーション	44 28	72			※補充用120 管理事務所で随時更新・補充
76	ターゲットバードゴルフマット	管理事務所 サイクルステーション	26 23	49			管理事務所で随時更新・補充
77	AED	管理事務所	1	1			日本光電
78	ペレットストーブ	管理事務所	1	1			サンボット FFP811DF
79	公園ベンチ(レガシー材)	どんぐりの森	2	2	W1200×H505×D420		レガシー材
80	踏み台(レガシー材)	管理事務所	5	5	W500×H238×D480		レガシー材
81	プリメインアンプ	管理事務所	1	1			
82	CDプレーヤー	管理事務所	1	1			

維持管理業務の内容

別表4

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	実施時期	規格・内容等	備考
施設・園地管理	公園パトロール 全体	-	3~4回/週	362	ha	通年		
	清掃		3~4回/週 (サービスセンター、サイクルステーションのワックス掛け、ガラス清掃は1回/月)	小便器	4個	通年	男:小4,大2,手洗3 女:大4,手洗3,身障者:大1,手洗1	ワックス掛け・ガラス清掃は1回/月
	サービスセンター(トイレ含)	大便器		7個	男:小4,大2,手洗3 女:大4,手洗3,身障者:大1,手洗1		ワックス掛け・ガラス清掃は1回/月	
	サイクルステーション(トイレ含)	小便器		4個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	滝の広場トイレ	大便器		4個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	冒険の岩トイレ	小便器		2個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	かすみ提東トイレ	大便器		4個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	第2駐車場トイレ	小便器		2個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	第4駐車場トイレ	大便器		4個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	さくらの森トイレ	小便器		2個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	ふれあいの森トイレ	大便器		4個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	かぶとむしの森トイレ	小便器		1個	男:小1,大1,手洗1 女:大1,手洗1,身障者:大1,手洗1			
	かぶとむしの森トイレ	大便器		3個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	かぶとむしの森トイレ	小便器		2個	男:小2,大1,手洗2 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	かぶとむしの森トイレ	大便器		4個	男:小2,大1,手洗1 女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1			
	スポーツの森TBG場トイレ	小便器	1個	男:小1,大1, 女:大1 手洗1				
	スポーツの森TBG場トイレ	大便器	2個					
	サイクルステーション(どんぐりの森)	小便器	-個					
	サイクルステーション(どんぐりの森)	大便器	-個					
	園地清掃			281,325	m ²			
受水槽保守点検	管理事務所	1回/年	4回/年	1	基		FRP、5m ³	
	かすみ提東トイレ			1	基		FRP、1.5m ³	
	第2駐車場トイレ			1	基		FRP、5m ³	
	さくらの森トイレ			1	基		時計付き、0.5m ³	
	スポーツの森TBG場トイレ			1	基		時計付き、0.5m ³	
受水槽清掃	上記4箇所	1回/年	1回/年	4	基			
受水槽水質検査	上記4箇所	1回/年	1回/年	4	基			
浄化槽保守点検	東入口	3回以上/年	4回/年	1	基		16人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	浄化槽法第10条に基づく。(施行規則第6条2項)
	交通公園駐車場	4回以上/年		1	基		27人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
	さくらの森	3回以上/年		1	基		20人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
	サイクルステーション	4回以上/年		1	基		22人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
	芝生広場	3回以上/年		1	基		7人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
	かぶとむしの森	3回以上/年		1	基		15人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
	かぶとむしの森	3回以上/年		1	基		14人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
	スポーツの森TBG場トイレ	3回以上/年		1	基		5人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	
浄化槽清掃	上記7箇所	1回/年	1回/年	7	基		浄化槽法第10条に基づく。	
浄化槽水質検査	上記7箇所	1回/年	1回/年	7	基	11月		浄化槽法第11条に基づく。
消防設備点検		1回/年	2回/年	1	式	3月		消防法第17条の3の3に基づく。施行規則第31条の6第2項
電気設備点検		6回/年	6回/年	1	式	隔月		電気事業法第42条第1項に基づく保安規定による
遊具保守点検	どんぐりの森、スポーツの森、かぶとむしの森	1回以上/年	2回/年	49	基	10月	「遊具の安全確保に関する指針」(H14.3月国土交通省)	専門業者による点検の他に、職員による日常点検を行う
親水施設水質管理委託	滝の広場	-	5回/年	1	式	5月~9月		夏期のみ
錦鯉管理	峯望池	-	12回/年 3回/年	1	式		濾過槽清掃: 8.11.3月 鯉消毒、池ゴミ取り: 毎月	鯉消毒:12回/年 池ゴミ取り:12回/年 濾過槽清掃:3回/年

維持管理業務の内容

別表4

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	実施時期	規格・内容等	備考
	施設・設備修繕	全体	-			随時		
	警備	サービスセンター・サイクルステーション	-			毎日		

維持管理業務の内容

別表4

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	実施時期	規格・内容等	備考	
緑地管理	草刈	-	1~2回/年	40,609	㎡	6月			
				31,007	㎡	10月			
				44,455	㎡	6月、10月			
				6,548	㎡	6月、10月			
				9,575	㎡	6月、10月			
				9,016	㎡	6月、10月			
				45,507	㎡	6月、10月			
	芝生管理	どんぐりの森	-	3回/年	7,540	㎡	6月、8月、10月	芝刈り	
					7,540	㎡	6月、10月、2月	薬剤除草	
					7,540	㎡	2月	エアレーション、施肥、目土	
		スポーツの森	-	3回/年	2,650	㎡	6月、8月、10月	芝刈り	
					2,650	㎡	6月、10月	薬剤除草	
					5,175	㎡	2月	薬剤除草	
					5,175	㎡	2月	エアレーション、施肥、目土	
		スポーツの森 (TBG場、治水広場)	-	3回/年	8,095	㎡	6月、8月、10月	芝刈り	
					8,095	㎡	6月、10月、2月	薬剤除草	
					8,095	㎡	2月	エアレーション、施肥、目土	
		さくらの森	-	3回/年	10,375	㎡	6月、8月、10月	芝刈り	
					10,375	㎡	6月、10月、2月	薬剤除草	
					10,375	㎡	2月	エアレーション、施肥、目土	
		ふれあいの森	-	3回/年	6,750	㎡	6月、8月、10月	芝刈り	
					6,750	㎡	6月、10月、2月	薬剤除草	
	6,750				㎡	2月	エアレーション、施肥、目土		
	植栽木管理	どんぐりの森	-	1回/年	5,666	㎡	2月	低木寄植整枝	
					96	㎡	2月	生垣整枝	
		スポーツの森	-		782	㎡	2月	低木寄植整枝	
					262	㎡	2月	生垣整枝	
TBG場、治水広場		-	198		㎡	6月	低木植栽		
さくらの森		-	15		㎡	2月	低木寄植整枝		
	295		㎡	2月	低木寄植整枝				
病害虫防除	どんぐりの森	-	2回/年	1,033	㎡	6月、9月	寄植低木		
				55	本	6月、9月	30cm未満		
				220	本	6月、9月	30cm以上60cm未満		
				26	本	6月、9月	60cm以上90cm未満		
				20	本	6月、9月	90cm以上		
	スポーツの森	-	2回/年	2,178	㎡	6月、9月	寄植低木		
				70	本	6月、9月	30cm未満		
				122	本	6月、9月	30cm以上60cm未満		
				20	本	6月、9月	60cm以上90cm未満		
				2	本	6月、9月	90cm以上		
	TBG場、治水広場	-	1回/年	588	㎡	6月	寄植低木		
				97	本	6月	30cm未満		
				7	本	6月	30cm以上60cm未満		
	さくらの森	-	2回/年	165	本	6月、9月	30cm未満		
				210	本	6月、9月	30cm以上60cm未満		
				21	本	6月、9月	60cm以上90cm未満		
	ふれあいの森	-	2回/年	3,826	㎡	6月、9月	寄植低木		
				63	本	6月、9月	30cm未満		
				131	本	6月、9月	30cm以上60cm未満		
				18	本	6月、9月	60cm以上90cm未満		
	25	本	6月、9月	90cm以上					
備品	車両維持管理(日常点検)	-	1回/週			通年			
	車両維持管理(車検)	-	1回/年						
	備品全般管理(台帳確認)	-	随時			通年			

令和1年度主催事業

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
森のおさんぽガイド	4/20(土)・4/29(月)	10:30～11:30	6	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむみどころポイントなどを紹介
生きものレクチャー	4/27(土)・4/29(月)・4/30(火)	14:00～14:30	31	無料	パークガイドが、展示コーナーの生きもの達や金川の森の自然についてわかりやすく解説
クラフトコーナー	4/1(月)～4/30(火)	開館中いつでも	40	無料～500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	5/1(水)～5/6(月)・5/18(土)	10:30～11:30	45	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむみどころポイントなどを紹介
生きものレクチャー	5/1(水)～5/6(月)・5/11(土)・5/12(日)	14:00～14:30	144	無料	パークガイドが、展示コーナーの生きもの達や金川の森の自然についてわかりやすく解説
クラフトコーナー	5/1(水)～5/31(金)	開館中いつでも	68	無料～500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	6/1・6/15(土)	10:30～11:30	7	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介
生きものレクチャー	6/2(日)	14:00～14:30	5	無料	パークガイドが、展示コーナーの生きもの達や金川の森の自然についてわかりやすく解説
(年会員制) むしむし探険隊 1回目	6/8(土)	10:00～12:00	9	2800円 全10回分	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
金川の森おたすけ ミッション!	6/16(日)	10:00～12:00	7	無料	金川の森の自然をおびやかす外国から来た植物を取り除くミッションを楽しく遊びながらクリア
子育てママのための ほっこり森さんぽ	6/22(土)	10:00～13:00	4	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	6/23(日)	10:00～11:30	9	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
クラフトコーナー	6/1(土)～6/30(日)	開館中いつでも	21	無料～500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	7/6・7/20(土)	10:30～11:30	2	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介
(年会員制) むしむし探険隊 2回目	7/13(土)	10:00～12:00	7	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
子育てママのための ほっこり森さんぽ	7/27(土)	10:00～13:00	雨天のため中止	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	7/28(日)	10:00～11:30	1	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
クラフトコーナー	7/1(月)～7/31(水)	開館中いつでも	175	無料～500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	8/3・8/17(土)	10:30～11:30	0	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介
(年会員制) むしむし探険隊 3回目	8/10(土)	10:00～12:00	6	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
子育てママのための ほっこり森さんぽ	8/24(土)	10:00～13:00	0	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	8/25(日)	10:00～11:30	1	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
クラフトコーナー	8/1(木)～8/31(土)	開館中いつでも	111	無料～500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	9/7(土)・9/21(土)	10:30～11:30	17	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
生きものレクチャー	9/8(日)・9/22(日)	14:00~14:30	26	無料	パークガイドが、展示コーナーの生きもの達や金川の森の自然についてわかりやく解説
(年会員制) むしむし探険隊 4回目	9/14(土)	10:00~12:00	9	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
自転車のパンク修理とメンテナンス教室	9/16(月祝)	10:00~12:00	9	無料	パンクしたタイヤ(チューブ)を自分で直すことを学ぶ(講師:自転車専門家)
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	9/22(日)	10:00~11:30	0	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
子育てママのための ほっこり森さんぽ	9/28(土)	10:00~13:00	4	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
クラフトコーナー	9/1(日)~ 9/30(月)	開館中いつでも	138	無料~ 500円	生きものぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	10/5・10/19(土)	10:30~11:30	8	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介
(年会員制) むしむし探険隊 5回目	10/12(土)	10:00~12:00	台風のため不催	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
子育てママのための ほっこり森さんぽ	10/26(土)	10:00~13:00	2	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
歴史・文化探訪セミナー	10/29(火)	10:00~12:00	9	無料	治水や水防に関する地元の英知を学び歴史を後世に伝える(講師:渡辺一夫氏)
クラフトコーナー	10/1(月)~ 10/31(木)	開館中いつでも	72	無料~ 500円	生きものぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
(年会員制) むしむし探険隊 6回目	11/9(土)	10:00~12:00	5	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
霞堤再発見イベント	11/17(日)	10:00~12:00	6	有料	霞堤を切り口にして水防と治水の取組を学習(講師:渡辺一夫氏)
交通安全講習会	11/20(水)	10:00~15:00	385	無料	子どもやお年寄り等が対象。カートは無料で利用
子育てママのための ほっこり森さんぽ	11/23(土祝)	10:00~13:00	3	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
クラフトコーナー	11/1(金)~ 11/30(土)	開館中いつでも	54	無料~ 500円	生きものぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	12/7・12/21(土)	10:30~11:30	7	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介
(年会員制) むしむし探険隊 7回目	12/7(土)	10:00~12:00	3	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
クリスマスリースをつくろう	12/15(日)	10:00~12:00	14	300円	自然の素材を使って、クリスマスリースを手作り
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	12/22(日)	10:00~11:30	2	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
子育てママのための ほっこり森さんぽ	12/28(土)	10:00~13:00	0	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
クラフトコーナー	12/1(日)~ 12/29(日)	開館中いつでも	50	無料~ 500円	生きものぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
森のおさんぽガイド	1/4・1/18(土)	10:30~11:30	2	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむみどころポイントなどを紹介します。
(年会員制) むしむし探険隊 8回目	1/11(土)	10:00~12:00	5	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
歴史・文化探訪セミナー	1/12(日)	10:00~12:00	14	無料	治水や水防に関する地元の英知を学び歴史を後世に伝える(講師:渡辺一夫氏)
子育てママのための ほっこり森さんぽ	1/22(水)	10:00~13:00	0	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	1/25(土)	10:00~11:30	4	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
クラフトコーナー	1/2(水)~1/31(金)	開館中いつでも	74	無料~ 500円	生きものぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
環境イベント	2/1(土)⇒ 3/28(土)に変更 13:00～15:00⇒ 中止	13:00～15:00 ⇒中止	-	有料	館内にある木質ペレットなどを例にバイオマスを中心とした省エネのお話と、木炭を使ったクラフト体験
森のおさんぽガイド	2/1・2/15(土)	10:30～11:30	9	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむポイントなどを紹介
(年会員制) むしむし探険隊 9回目	2/8(土)	10:00～12:00	8	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
子育てママのための ほっこり森さんぽ	2/26(水)	10:00～13:00 ⇒中止	-	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	2/22(土)	10:00～11:30 ⇒中止	-	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
TBG大会	2/23(日)	9:00～12:00⇒ 中止	-	無料	山梨県内外のTBG愛好者が集い、園内のTBG場にて競技。優勝者等には表彰と賞品の授与
クラフトコーナー	2/1(土)～2/27 (木)	開館中いつでも	-	無料～ 500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
霞堤再発見イベント	3/1(日)	10:00～12:00 ⇒中止	-	1,000円	霞堤を切り口にして水防と治水の取組を学習
マウンテンバイク教室	3/7(日)	9:00～12:00⇒ 中止	-	無料	オフロードでのマウンテンバイクの運転を習得(講師:自転車専門家)
森のおさんぽガイド	3/7・3/21(土)	10:30～11:30 ⇒中止	-	無料	季節に見られる動植物の観察ポイント、森を楽しむみどころポイントなどを紹介
(年会員制) むしむし探険隊 10回目	3/14(土)	10:00～12:00 ⇒中止	-	初回に支払い済み	金川の森にいる昆虫やクモなどを採集して観察し、生態について楽しく学ぶ
ちびっこ森タイム しぜんとあそぼ!	3/22(日)	10:00～11:30 ⇒中止	-	無料	季節ごとのテーマで、自然と触れ合う遊びや生きものを探す
子育てママのための ほっこり森さんぽ	3/28(土)	10:00～13:00 ⇒中止	-	無料	子育てママ同士でのんびり森を散歩や、リラックス体操をして過ごす。身近な自然を小さな子と楽しめるコツも伝授
クラフトコーナー	3/1(日)～3/31 (火)	開館中いつでも	-	無料～ 500円	生きもののぬりえや折り紙、ペーパークラフト、バードコールなど、自然の生態をモチーフにした工作
合 計			1,638		

令和2年度主催事業

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
金川の森検定	年6回程度 4/5(日)⇒中止(※1) 5/10(日)⇒中止(※1) 6/7(日)⇒中止(※1) 7/19(日) 9/13(日)	9:00～12:00	23	無料	金川について理解を深め地域の誇りを醸成 ※参加者には、付添(保護者)10名含む。
金川の森ウォーキング大会	11/29(日)⇒中止(※1) 3/27(土)	10:00～12:00	9	有料	金川の森のすばらしい自然を満喫する機会を創出
幼児向け自然体験プログラム	8/16(日)、 10/18(日)、 12/19(土)、 2/14(日)	10:00～11:00	35	無料	遊びを通じて金川の森の自然の素晴らしさを伝える ※参加者には、付添(保護者)17名含む。
生き物レクチャー	6/20(土)、 6/21(日)及び、 土日祝日に随時(全42日間)	14:00～14:30	634	無料	気軽に金川の森の自然を学べる場を提供 土・日曜日は適宜受付し開催。
父親母親向け自然体験プログラム	5/27(水)⇒中止(※1) 6/24(水)⇒中止(※1) 11/15(日)、 1/17(日)	10:00～12:00	21	無料	父親母親から子供に金川の森の自然の素晴らしさを伝える ※参加者には、父親5名と付添(乳幼児)5名を含む。
いきもの探検隊(カブトムシ編)	6/7(日)⇒中止(※1)	10:00～12:00 中止	0	有料	季節の昆虫等について学習し、金川の森の自然を理解(チョウ、バッタ、トンボ、水生昆虫、カブクワ、標本作製)
いきもの探検隊(金川の森でカブトムシを探そう編)	7/19(日)	9:00～11:00	15		
いきもの博士養成講座(とり編)	4/19(日)⇒中止(※1) 5/10(日)⇒中止(※1) 2/23(火祝)	9:30～11:30	11	有料	季節の野鳥等について学習し、金川の森の自然を理解(渡り鳥[夏鳥・冬鳥]、水辺、草地、街中の鳥)
いきもの博士養成講座(植物編)	4/5(日)⇒中止(※1) 3/14(日)	10:00～11:30	4	有料	季節の植物等について学習し、金川の森の自然を理解(季節の花、樹木の見分け、木の実観察、野草茶づくり)
いきもの探検隊(きのこ編)	6/28⇒中止(※1) 9/13(日)	10:00～12:00	8	有料	季節の植物等について学習し、金川の森の自然を理解(梅雨・秋のきのこの見分け)
金川の森おたすけミッション!	5/17(日)⇒中止(※1)	10:00～12:00 中止	0	無料	外来種対策や生息環境整備を通じた自然学習 (オオキンケイトゲ、クヌギ、ザリガニ、カブクワ乱獲対策) ※参加者には、付添(保護者)11名含む
	7/23(木祝)⇒中止(※2)	10:00～12:00 中止(雨天)	0	無料	
	8/30(日)	9:00～12:00	9	無料	
	12/6(日)	10:00～12:00	9	無料	
地域防災イベント(水防災)	9/27(日)	10:00～13:00	320	無料	防災訓練として地域の水防の取組を体験
秋まつり～ワンワンフェスタ～	11/22(日)	10:00～15:00	500	無料	公園の利用が多い地域の愛犬連れの来園者向けのイベント
歴史・文化探訪セミナー(治水編)	10月24(土)	10:00～12:00	10	有料	治水や水防に関する地域の英知を学び後世に伝える(霞堤など)
歴史・文化探訪セミナー(古墳編)	11月29(日)	10:00～12:00	16	有料	金川の森や地域の文化財について知識を共有(国分寺、古墳群など)

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
環境イベント(環境教育プログラム)	12/5(土)、 2/27(土)	10:00～12:00	34	有料	金川の森を教材にして環境への取組について学習(SDGs、省エネ、ヴァーチャルウォーター、生物多様性等)
マウンテンバイク教室	7/12(日)	10:00～12:00	18	無料	オフロードでのマウンテンバイクの運転を習得 ※参加者には、付添(保護者)12名含む。
	3/13(日)	9:00～12:00	21	無料	オフロードでのマウンテンバイクの運転を習得 ※参加者には、付添(保護者)12名含む。
自転車のパンク修理講座	10/31(土)	10:00～12:00	3	無料	自転車の正しい手入れの方法を学ぶ(パンク修理と日常メンテナンス)
交通安全講習会	11/20(水)	10:00～15:00	276	無料	子どもやお年寄りが安全な自転車の運転を習得
初心者向けTBG教室	10/17(土)⇒中止(※2)	10:00～12:00 中止	0	無料	TBGの利用促進と普及拡大及び、健康増進を図る
TBG大会	2/21(日)⇒中止	10:00～12:00 中止	—	無料	TBGの利用促進を図り、団体にPR
ゲートボール大会	2/7(日)⇒中止	10:00～12:00 中止	—	無料	ゲートボールの利用促進を図り、団体等にPR
クラフトコーナー	随時受付	会館中はいつでも	101	無料・有料	自然素材に触れることで金川の森への理解を深める(クリスマスリース、モビール、蜜ろうそく、つるわら細工づくり)
合 計			2,077		

令和3年度主催事業

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
☆金川の森検定	5月9日 1月23日	8:00～10:00 9:00～11:00	13名 2回	無料	プログラム終了後、理解を深めるためのクイズを出題し、知識・経験の定着を促す
☆金川の森ウォーキング大会	10月30日(土) 11月27日(土)	9:00～12:30 10:00～12:00	468名 2回	無料	・笛吹市と連携し、金川の森の5つの森を巡るコースでレクレーションを企画 ・自然の中でウォーキングがしたい！エクササイズイベントを開催
父親母親向け自然体験プログラム	5月30日 9月25日 12月11日	10:00～11:30 10:00～11:30 10:00～11:30	16名 3回	無料	0～2才の子どもと自然環境を楽しむ際のポイントについて伝授
幼児向け自然体験プログラム	*6月20日午前 *6月20日午後 *8月22日 11月14日 1月16日	*10:00～11:00 *13:00～14:00 *10:00～11:30 10:00～11:00 10:00～12:00	21名 2回 *コロナ中止	無料	遊びを通して金川の森の自然の素晴らしさを伝える
☆生きもの博士養成講座(むし編)	*6月19日 7月18日	*15:00～17:00 9:00～11:00	8名 1回 *コロナ中止	500円	季節の昆虫等について学習し金川の森の自然を理解(ホタル観察、水生昆虫、カブトムシ、クワガタ、標本作製)
☆生きもの博士養成講座(とり編)	5月9日 1月23日	8:00～10:00 9:00～11:00	13名 2回	500円	金川の森の季節の野鳥等について学習(渡り鳥[夏鳥・冬鳥])
☆生きもの博士養成講座(植物編)	*4月4日 *4月18日 *3月20日	*13:00～15:00 *13:00～15:00 *10:00～11:30	0名 0回 *参加者不在中止	500円	金川の森の季節の植物等について学習
☆生きもの博士養成講座(菌類編)	*6月27日 9月23日	*10:00～12:00 10:00～12:00	10名 1回 *コロナ中止	500円	季節の植物等について学習し金川の森の自然を理解(梅雨・秋のきのこの見分け)
生き物博士養成講座(自由研究編)	8月1日 8月3日 8月5日 *8月10日 *8月12日 *8月15日 *8月17日 *8月19日	10:00～15:00	15名 3回 *コロナ中止	1000円	夏休み自由研究を金川の森をフィールドとし、テーマごとに仮説、調査、考察
生き物博士養成講座(自由研究編・Zoom)	8月13日 8月15日 8月17日	10:00～11:00	5名 3回	無料	感染症のまん延により対面での実施ができなかった参加者に対し、Zoomで講義
金川の森おたすけミッション	*5月16日 7月23日 *8月8日 12月19日	*10:00～12:00 9:00～12:00 *9:00～11:00 9:00～12:00	18名 2回 *雨天中止1回 *コロナ中止1回	無料	外来種対策や生息環境整備を通じた自然学習(アメリカザリガニ、カブクワ乱獲対策)
新緑まつり	5月2日(日)	10:00～15:00	943名	無料	新緑の園内でのんびり過ごす空間を創出する春のメインイベント。地元の方による出店や愛犬のお行儀コンテストなどを開催
地域防災イベント(水防祭)	11月20日(土)	10:00～13:00	366名	無料	防災意識を高めるために土石流発生メカニズムの学習や、金川沿岸企業と連携し災害時の復旧工事等を体験できるイベントを開催
秋まつり	11月28日(日)	10:00～15:00	2000名	無料	自慢の愛犬をキーワードとして、ワンちゃんの一芸大会やペットグッズの販売のほか、大道芸や介助犬のデモンストレーションなど
生きものレクチャー	適宜	14:00～14:30	212名 34回	無料	気軽に金川の森の自然を学べる場を提供

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
☆歴史・文化 探訪セミナー (寺院編)	10月31日(日)	10:00～12:00	9名	無料	甲斐国分寺及び国文尼寺の創建された 意味や歴史について学び、現地で塔石や 金堂跡について分かりやすく解説
☆歴史・文化 探訪セミナー (古墳編)	11月13日(土)	10:00～12:00	4名	無料	金川の森内の古墳群を巡り、地域文化の 歴史について解説 (古墳群など)
環境イベント (環境教育プログラム)	12月12日 2月27日午前 2月27日午後	10:00～12:00 10:00～12:00 13:00～15:00	31名 3回	リース: 300円 ほだ木: 1000円	金川の森を教材に、環境(SDGs)への取組 についてクラフト体験をしながら学習(ク リスマスリース・ほだ木づくり)
マウンテンバイク 教室	7月24日 *3月12日	9:00～12:00 *9:00～12:00	28名 2回	無料	オフロードでのマウンテンバイクの運転講 習を初級・中級と分けて実施。楽しみなが ら技術向上を図る
自転車パンク 修理講座	10月9日(土)	10:00～12:00	1名	無料	パンク修理と日常メンテナンスについて講 習
交通安全講習会	11月20日(土) (県民の日)	10:00～15:00	368名	無料	交通安全の大切さや交通ルールを学ぶ
初心者向け TBG教室	10月16日(土)	10:00～12:00	17名	無料	TBGについて、クラブの握り方、ボールの 打ち方、ルールの説明とプレー
TBG大会	3月20日(日)	9:30～12:00	85名	無料	TBGの利用促進を図り、団体にPR
ゲートボール大会	2月20日	コロナ中止	100名 1回	無料	ゲートボールの利用促進を図り、団体等にPR
クラフトコーナー	サービスセン ター常設	会館中はいつ でも	9名	折り紙: 無料	自然素材に触れることで金川の森への理 解を深める (折り紙、ぬりえ、バードコール、森のなん でもふくわらい)
		会館中はいつ でも	51名	ぬりえ:無 料	
		会館中はいつ でも	31名	バード コール: 500円	
セルフガイド	サービスセン ター常設	会館中はいつ でも	849枚	無料	金川の森の魅力を伝える印刷物を作成 し、興味に応じて利用者それぞれが自然 を体験(生きものさがし、どんぐり、桜、高 速バスマップ)
☆野外活動支援	通年	会館中はいつ でも	293名 7団体	無料	小学校の生活科や総合学習などにおけ る校外学習や幼稚園の親子遠足の受け 入れ 教科やテーマに合わせたプログラムの提 供
ボランティア 活動支援	通年	会館中はいつ でも	別紙参照	無料	ボランティア団体に対し活動の場等を提 供
レクリエーション 活動支援	通年	会館中はいつ でも	250名 10回	無料	笛吹市長寿介護課及び地域のウォーキ ンググループ等と連携し、イスや血圧計 の提供
職場体験へこうし!(社会教 育支援)	通年	会館中はいつ でも	2名 2回	無料	水防祭、秋祭りといったイベントの企画 や、当日の受付業務等を体験するばの提 供
スポーツイベント (団体活動支援)	通年	会館中はいつ でも	530名 12回	無料	・園内スポーツフィールドの整備や公式 HPやSNSを活用したイベントのPR
合 計			6,766		

別表6**令和元年・2・3年度利用実績**

1. 利用者の推移

(単位:人)

	R1	R2	R3
利用者総数	266,812	249,743	282,943
うち有料施設利用者数	46,723	39,497	50,607
うち無料施設利用者数	93,063	89,627	89,424

※利用者総数は推定値

令和元年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金収入	5,095,555	施設利用料
指定管理料	73,469,000	
事業収入	144,700	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	2,220,056	
自主事業からの充当	120,000	
合計(A)	81,049,311	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	31,518,724	給料手当 共済費 臨時雇用賃金 退職積立繰入額
光熱水費	7,226,389	電気代、水道代、暖房用灯油、自動車ガソリン
修繕費	2,964,449	遊具、自転車、サイクルカート等
委託費	27,378,243	植栽管理、遊具点検、警備、清掃、廃棄物委処理、錦鯉管理、自転車等貸出、消防設備点検、浄化槽・受水槽維持管理等
原材料費	3,566,273	販売物品仕入に係る支出
消耗品費	553,610	園地及び館内管理等及び事務用品に係る物品購入等
印刷製本費	107,836	パンフレット作成代、コピー代
通信運搬費	272,203	電話代、切手代、宅急便、インターネット使用料
保険料	478,579	
報償費	16,954	
広告費	868,421	
備品購入費	910,175	
負担金	433,787	
使用料及び賃借料	626,261	レンタルサーバー使用料、銀行振込システム使用料、コピー機付加機能料、NHK受信料、用水使用料
手数料	71,086	銀行振込手数料
主催・支援事業費	2,208,628	主催事業に係る経費(講師謝礼、物品購入、傷害保険料等)
公租公課費	111,583	法人税、印紙代、重量税
合計(B)	79,313,201	

令和2年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金収入	4,416,640	施設利用料
指定管理料	71,207,096	
事業収入	56,760	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	2,206,620	
自主事業からの充当	194,000	
合計(A)	78,081,116	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	35,786,589	給料手当 共済費 臨時雇用賃金 退職積立繰入額
光熱水費	6,985,132	電気代、水道代、暖房用灯油、自動車ガソリン
修繕費	2,912,328	遊具、自転車、サイクルカート等
委託費	21,217,478	植栽管理、遊具点検、警備、清掃、廃棄物委処理、錦鯉管理、自転車等貸出、消防設備点検、浄化槽・受水槽維持管理等
原材料費	0	販売物品仕入に係る支出
消耗品費	414,457	園地及び館内管理等及び事務用品に係る物品購入等
印刷製本費	7,142	パンフレット作成代、コピー代
通信運搬費	268,597	電話代、切手代、宅急便、インターネット使用料
保険料	751,880	
報償費	10,066	
広告費	255,300	
備品購入費	3,270	
負担金	133,445	
使用料及び賃借料	682,240	レンタルサーバー使用料、銀行振込システム使用料、コピー機付加機能料、NHK受信料、用水使用料
手数料	32,010	銀行振込手数料
主催・支援事業費	3,510,082	主催事業に係る経費(講師謝礼、物品購入、傷害保険料等)
公租公課費	48,100	法人税、印紙代、重量税
合計(B)	73,018,116	

令和3年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金収入	5,621,230	施設利用料
指定管理料	69,316,000	
事業収入	84,650	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	2,368,931	
自主事業からの充当	257,000	
合計(A)	77,647,811	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	36,470,527	給料手当 共済費 臨時雇用賃金 退職積立繰入額
光熱水費	6,649,534	電気代、水道代、暖房用灯油、自動車ガソリン
修繕費	3,325,495	遊具、自転車、サイクルカート等
委託費	20,986,351	植栽管理、遊具点検、警備、清掃、廃棄物委処理、錦鯉管理、自転車等貸出、消防設備点検、浄化槽・受水槽維持管理等
原材料費	0	販売物品仕入に係る支出
消耗品費	378,033	園地及び館内管理等及び事務用品に係る物品購入等
印刷製本費	24,265	パンフレット作成代、コピー代
通信運搬費	286,044	電話代、切手代、宅急便、インターネット使用料
保険料	775,352	
報償費	6,414	
広告費	265,200	
備品購入費	0	
負担金	147,983	
使用料及び賃借料	666,590	レンタルサーバー使用料、銀行振込システム使用料、コピー機付加機能料、NHK受信料、田水使用料
手数料	29,205	銀行振込手数料
主催・支援事業費	3,797,750	主催事業に係る経費(講師謝礼、物品購入、傷害保険料等)
公租公課費	36,000	法人税、印紙代、重量税
合計(B)	73,844,743	

指定管理者施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート(令和2年度事業分)

1 施設の概要

施設名	山梨県森林公園金川の森	所管課	林政部 県有林課
所在地	笛吹市一宮町国分1162-1	設置年月日 (改築年月日等)	平成8年5月30日
管理方式	cowshi金川の森パートナーズ		
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県都市公園条例		
設置目的	金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を将来にわたり保存し、保安林機能の増進を図るとともに県民の保健休養の場として活用するため設置する。		
主な施設内容 (定員等)	<p>○公園面積 36.2ha</p> <p>○施設の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんぐりの森 10.9ha (管理事務所、サイクルステーション、トイレ、遊具施設、経塚古墳、ターゲットハートゴルフ場、森のせせらぎ、峯望池等) ・スポーツの森 11.3ha (サイクルステーション、乗り物広場、トイレ、ターゲットハートゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設等) ・さくらの森 2.7ha (さくら堤、花見台、トイレ等) ・ふれあいの森 3.7ha (芝生広場、トイレ等) ・かぶとむしの森 5.3ha (ハートデッキ、遊具施設、野鳥のせせらぎ、ゲートホール場、いきもの観察施設、トイレ等) ・こもれびの森 2.3ha (ドックラン、水飲み等) 		
主な業務内容	<p>(1)施設等の維持保全に関する業務</p> <p>(2)有料公園施設の利用の承認に関する業務</p> <p>(3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務</p> <p>(4)交通安全に関する講習会の実施に関する業務</p>		

2 類似施設・近隣施設

名称 施設内容 利用状況等	山梨県立武田の杜保健休養林(健康の森、鳥獣センター等)
---------------------	-----------------------------

3 利用状況

単位:人、%

3 利用状況

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (目標値)
利用者数	公園利用者	265,850	266,812	249,762	340,000
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
	利用者数合計	265,850	266,812	249,762	340,000
	目標値	350,000	300,000	310,000	340,000
	目標値設定の考え方及びその理由	前年度目標値＋1万人	過去実績を参考に設定		
対平成30年度比		100.4%	93.9%	127.9%	
利用率	728人/日	782人/日	730人/日	994人/日	

4 指定管理業務の収支状況

単位：円、%

		令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績値)	令和3年度 (計画値)
収入	施設利用料	4,889,900	5,700,000	4,416,640	5,000,000
	指定管理者委託料	73,469,000	71,381,000	71,207,096	69,607,000
	その他	2,570,411	2,360,000	2,263,380	2,100,000
	収入合計(A)	80,929,311	79,441,000	77,887,116	76,707,000
支出	人件費	31,518,724	38,000,000	35,786,589	37,000,000
	県への納付金				
	管理運営費	47,794,477	41,570,000	37,231,527	39,964,000
	うち外部委託費(B)	14,858,387	13,870,000	12,752,388	13,940,000
	支出合計(C)	79,313,201	79,570,000	73,018,116	76,964,000
収支差額(A-C)		1,616,110	△ 129,000	4,869,000	△ 257,000
外部委託比率(B÷C)		18.7%	17.4%	17.5%	18.1%
利用者一人当たりの経費		275.4	230.3	285.1	204.7

5 利用者満足度(アンケート様式は別添のとおり)

実施方法等	実施時期: 令和2年4月～令和3年3月 実施方法: 来園者へのアンケート 回答数: 190人
-------	--

単位: %

調査項目	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
樹木や芝生の状況	66.2%	30.1%	3.8%	0.0%
トイレや休憩所、ベンチ、園路等の状況	67.2%	31.2%	1.6%	0.0%
園内外の案内、情報サービス	56.8%	37.4%	5.8%	0.0%
安全、安心感、落ち着き感	80.5%	17.9%	1.6%	0.0%
催しもの、イベントの充実	50.3%	33.1%	16.6%	0.0%
スタッフの対応	88.7%	9.7%	1.6%	0.0%
施設全般の満足度	75.9%	24.1%	0.0%	0.0%

利用者の意見	<p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園内で飲食を提供して欲しい。 ・サイクリングコースの草刈りをして欲しい。 ・遊具の種類を増やして欲しい。 ・園路の段差を補修して欲しい ・水遊び場を広くしてほしい。 <p>【企画事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントを充実させて欲しい。
利用者の意見への対応	<p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園内での飲食の提供については、今後キッチンカーを充実させていく。 ・サイクリングコースは笛吹市の管理であるため、管理課に草刈りをしてもらうよう要望した。 ・遊具の種類については、遊具の老朽化に併せて、種類が増えるような更新を県に要望した。 ・園路の段差については、さくらの森の園路であり、舗装工事の修繕を県に要望、R3年度早期に対応予定。 ・県に今後水遊び施設の拡充を要望。 <p>【企画事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染拡大で、制限がある状況であったが、対策をとり新規を含めた様々なイベントを開催した。中でも「金川フォレストフェリーチェ」は参加者に好評で、人気のイベントとなった。

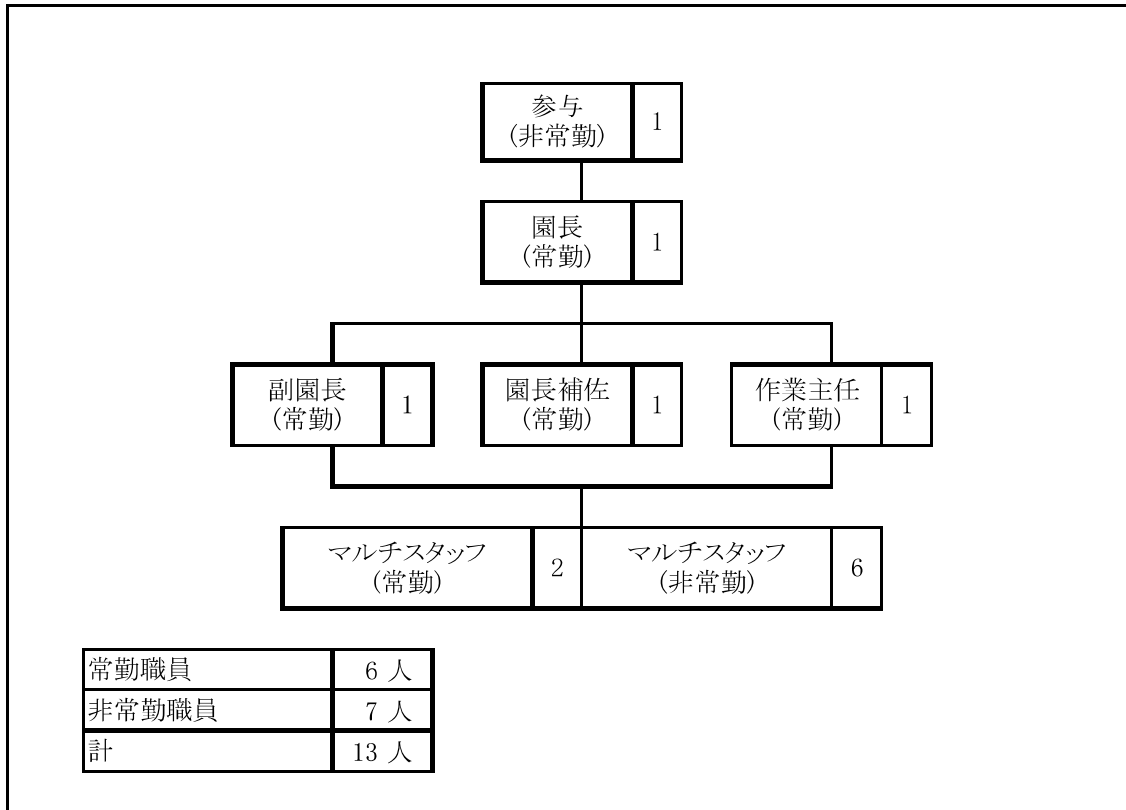
6 評価結果

	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価
維持管理業務	<p>業務計画書に沿った維持管理業務を実施し、公園の安全管理と環境整備に努めた。</p> <p>特に、園地管理については、スタッフを増員し、危険木の伐採や片付け、除草等を重点的に行った。</p>	<p>金川公園は園地内の木が大きく、倒木時の危険性が高いため、園地管理を重点的に行っており、利用者が安全に利用できる環境を維持している。台風等の気象災害の危険が増す中、早期に危険な状況の把握と対処を図ることが必要。</p>
運営業務	<p>森を活用した健康づくりの推進のため、「健康エクササイズ」を地元企業11社の協力と社会福祉法人笛吹社会福祉協議会の後援を得て開始した。今後山梨学院大学スポーツ科学部と連携してプログラムの開発研究を行い、より充実した健康づくりの場を提供していく。</p>	<p>ウォーキングなど、健康づくりの場としての利用者が多い公園であり、指定管理者として、利用者のニーズにこたえる健康プログラムの開発に取り組んでいる。コロナ感染下において、健康を増進させる屋外プログラムとして、より内容を充実させるとともに、利用者の増加のため、広報に努めること。</p>
利用状況	<p>コロナ感染拡大による緊急事態宣言に伴い、県からの協力要請でR2.2.28より施設を閉館。ガイドラインの策定により個別解除施設となることで5月23日より開館。主催の「新緑祭り」は中止。5月までの利用者数は減少したものの、6月以降は利用者数が回復。イベントについても規模内容を検討した上で実施した。</p>	<p>コロナ感染拡大防止の協力要請に応じるとともに、ガイドラインを策定・遵守し感染拡大防止対策に努めた。感染拡大防止対策を十分にとるなかで各種イベントを開催し、コロナ下での新たな需要に対応する健康づくりの場を提供するプログラムを立ち上げるなど、利用者へのサービス向上に努めることで、6月以降はほぼ前年度並みの利用者数を確保したことは評価される。引き続き利用者サービスの向上に努めること。</p>

<p>収支状況</p>	<p>利用料収入については、本年度は新型コロナウイルスの影響で4,5月の自転車利用料の収入がなかったものの、6月以降は回復・増加に転じ、年間では昨年度比90%の利用料収入を達成。 需要が少ない1人乗りの電動自転車の利用料金を下げ、利用者数を増やすことで、利益の増加を図った。</p>	<p>自転車については、感染防止対策を十分にとりつつ、個別解除とともに速やかに利用を再開。利用者の需要に応じて、一人乗り電動自転車の利用料金を下げ回転率を上げる試みで、利用収入の確保に努めた。引き続き、利用率や収益を上げる取り組みを行うこと。</p>
<p>自主事業</p>	<p>金川の森の賑わいをつくることを目標に、ケータリングカーや催しによる「金川フォレストフェリーチェ」を開催。4回開催で延べ2430名の参加があり、出店者、来園者ともに増加傾向。コロナ感染拡大状況下で、飲食の提供を伴うため、出店に際しては、守るべき基準を指定管理者として定め、出店者に周知した。</p>	<p>自然環境が豊かな森林公園内で飲食を提供するイベントは、ファミリー層を中心に、来園者に満足度の高いサービスを提供していることから、引き続き、感染拡大防止対策を十分に取しながら開催するとともに、感染拡大の状況に迅速に対応し、中止も含めた規模内容の見直しを適宜行う必要がある。</p>
<p>利用者満足度</p>	<p>施設全般の満足度で、「満足」「どちらかと言えば満足」との評価が100%となった。ただし、アンケートの回答数が例年より少なくなってしまうため、アンケートの実施方法の検討や利用者への積極的な声かけを行い、満足度の維持・向上に努めていく。</p>	<p>アンケートの回答数が少なくなったことについて、より多くの利用者の声を反映できるよう、原因を把握し対策を講じること。 今後も、接遇研修などを定期的に行い、利用者サービスの向上に努めること。</p>
<p>運営目標の達成状況</p>	<p>令和2年度 利用者数 目標値 310,000人 → 実績値 249,762人 目標値に対し80.6%の利用状況であった。利用者減少の要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う県からの感染防止の協力要請により、5月7日までは、施設休館、駐車場閉鎖、遊具の使用禁止が行われるとともに、感染防止ガイドラインの作成による協業要請の個別解除と、施設の使用開始準備に日数を要し、全施設が使用できるようになったのが6月からであったことが影響したと考えられる。 また、利用者満足度は目標である97.8%以上に対し、100%の高い満足度となった。</p>	
<p>施設所管課による総合的な評価及び指導事項</p>	<p>5月までは、新型コロナウイルス感染拡大防止の協力要請で、施設休館、駐車場閉鎖、遊具の使用禁止が行われたことや、各種イベントの中止により、利用者数は目標値を下回る結果となったものの、6月以降は、感染防止ガイドラインを遵守しながら管理運営を行う中で、自然体験プログラムの実施や、地元と連携した「金川フォレストフェリーチェ」等のイベントも開催し、ほぼ前年度並みの利用者数を確保することが出来た。また、老朽化している施設の修繕や、園内の危険木の管理などを重点的に行い、利用者満足度も高く、指定管理業務は適正に行われていると評価できる。 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染防止協力要請を行うとともに、協力要請の個別解除ガイドラインの作成と遵守について指導した。感染拡大状況に応じてイベントの開催・規模等を検討すること、及び自粛要請の終了とともに、グリーン・ゾーン認証施設に速やかに移行するよう指導した。</p>	
<p>施設所管課の指導事項に対する指定管理者の対応状況</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止協力要請に応じ、施設の休館、遊具の使用禁止、注意喚起看板の設置を行い、感染防止ガイドラインの作成と遵守、換気・消毒、マスク着用・手指消毒・間隔の確保の注意喚起等、迅速に対応を行った。 イベントについては、出店者に感染防止対策の徹底を要請し、十分に対策をとるなかで開催し、利用者の満足度も高く、来園者の増加につながった。</p>	

7 管理体制(組織図)

令和2年4月1日現在



山梨県都市公園条例

昭和三十九年三月三十一日

山梨県条例第二十一号

山梨県都市公園条例をここに公布する。

山梨県都市公園条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 都市公園の設置に関する基準（第二条の二—第二条の六）

第二章 都市公園の管理（第三条—第九条）

第三章 指定管理者による管理（第十条—第十七条の二）

第四章 監督（第十八条—第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条—第三十条）

第六章 罰則（第三十一条—第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の設置に関する基準及び都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 都市公園 法第二条第一項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第一上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第一章の二 都市公園の設置に関する基準

（都市公園の設置基準）

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第二条の四に定めるところによる。

（県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第二条の三 県民一人当たりの都市公園（国又は市町村が設置するものを含む。）の敷地面積の標準は、十平方メートルから県内に存する都市緑地法（昭和四十八

年法律第七十二号) 第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第二条の四 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準とすること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準とすること。

三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準とすること。

四 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第二条の五 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値を限度とする。

- 一 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下この項において「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の十を加えた割合
- 二 政令第六条第一項第二号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の二十を加えた割合
- 三 政令第六条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前二号に規定する割合に百分の十を加えた割合
- 四 政令第六条第一項第四号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前三号に規定する割合に百分の二を加えた割合
- 五 政令第六条第六項に掲げる場合 同項に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の十を加えた割合
(公園施設に関する制限)

第二条の六 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第二章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第三条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

(行為の制限)

第四条 都市公園（有料公園施設を除く。）において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行

四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し

五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十四条第三項第五号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、第一項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

（休業日及び利用時間）

第五条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第六条 削除

（利用の禁止又は制限）

第七条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

（許可の取消し等）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

四 第四条第二項ただし書に規定する場合に該当する者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

（使用料等）

第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の

許可又は第十四条第一項若しくは第二項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。第二号において同じ。）を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

一 第四条第一項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等（以下この号において「行為又は利用等」という。）については、別表第三に定める額（当該行為又は利用等が消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四条第一項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第六条第一項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に百分の百十を乗じて得た額）

二 第十四条第一項又は第二項の承認を受けた利用については、別表第四に定める額

2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によつて当該許可に係る行為をすることができなくなつた場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第三章 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第十条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に別表第五の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十一条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 有料公園施設の利用の承認に関する業務

三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手續）

第十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものと

する。

- 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第十三条 第五条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第十四条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第三条第五号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。
- 3 指定管理者は、前二項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
 - 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
 - 五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第十五条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第三項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は第二項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第十六条 第十四条第一項又は第二項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。）を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る有料公園施設の

利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第六に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 第十三条の規定による利用時間の変更の承認（以下この項において「変更承認」という。）により、利用時間の開始の時刻が別表第二第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻以前となり、又は利用時間の終了の時刻が同表に規定する利用時間の終了の時刻以後となつたとき（有料大会等のために利用する場合を除く。）は、当該変更承認に係る利用時間の開始の時刻又は終了の時刻を同表に規定する利用時間の開始の時刻又は終了の時刻とみなして別表第六の規定を適用する。この場合において、変更承認を受けて指定管理者が利用時間を変更するときにおける同表の規定の適用に当たつての技術的読替え、同表に定める額の算定その他変更承認を受けた利用時間に対するこの条例の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によつて利用できなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第十七条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項（山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第十一条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

（知事による管理）

第十七条の二 第十条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるも

のがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第十一条に規定する都市公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十四条第一項及び第二項の規定による承認が含まれるときに限る。）における同条及び第十五条の規定の適用については、第十四条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十五条中「有料公園施設を管理する指定管理者は、当該」とあるのは「知事は、」とする。
- 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第十四条第一項又は第二項の承認を受けた者は、第十六条の規定にかかわらず、別表第六に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対して既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。
- 4 前項の場合における別表第六の規定の適用については、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。
- 5 第九条第二項及び第三項の規定は、第三項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条の二第三項」と、同条第三項ただし書中「許可を」とあるのは「承認を」と、「当該許可に係る行為」とあるのは「当該承認に係る利用又は広告の表示」と読み替えるものとする。
- 6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十四条第一項及び第十六条第一項の規定の適用については、第十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十七条の二第三項の規定により既に納付した使用料金があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

第四章 監督

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十八条 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため知事が必要と認める事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十九条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第二十条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第二十一条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第二十二条 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者にその工作物等の

名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知するものとする。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第二十三条 知事は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させるものとする。

第五章 雑則

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第二十四条 法第五条第一項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(軽易な変更事項)

第二十五条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第二十六条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第二十七条 第三条、第四条、第七条から第九条まで、第二十四条及び第二十五条の規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十八条 知事は、次に掲げる場合においては、第四条第一項の許可又は第十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十七条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の承認（第四号及び次条において「利用承認」という。）を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県

条例第三十五号) 第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第四条第一項の許可をしようとする場合

二 第八条第一項の規定による第四条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第三項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

三 指定管理者又は知事が第十四条第一項(第十七条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。別表第六第七号の表備考2において同じ。)の承認をしようとする場合

四 指定管理者又は知事が第十五条(第十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合(知事への情報提供)

第二十九条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第四条第一項の許可若しくは利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第三十条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(過料)

第三十一条 次の各号の一に該当する者に対しては五万円以下の過料を科する。

一 第三条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者

二 第四条第一項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者

三 第八条の規定による知事の命令に違反した者

第三十二条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

(両罰規定)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十九年五月一日から施行する。
(山梨県公園使用料条例の廃止)
- 2 山梨県公園使用料条例(昭和十八年山梨県条例第十一号)は、廃止する。
(山梨県県営運動場管理及び使用料条例の一部改正)
- 3 山梨県県営運動場管理及び使用料条例(昭和三十二年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

- 4 この条例施行の際、現に山梨県公園使用料条例又は山梨県県営運動場管理及び使用料条例の規定により受けている許可は、この条例の規定により受けた許可とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に法、山梨県公園使用料条例又は山梨県県営運動場管理及び使用料条例の規定による許可を受けている者の使用料については、その許可を受けた期間の満了するまでは、なお従前の例による。

附 則(昭和三十四年条例第九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和三十六年条例第二〇号)

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和三十八年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第二五号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第十条第一項の規定並びに別表第一及び別表第二の四に関する部分については、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第一四号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の山梨県都市公園条例別表第一(バレーボール場を削る改正部分を除く。)及び別表第二の四のスポーツ会館に関する部分については、規則で定める日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第一八号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第一二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第二一号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第一六号）

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 昭和六十一年四月一日

二 第二条の規定 昭和六十一年十一月一日

三 第三条の規定 昭和六十二年十一月一日

附 則（昭和六三年条例第一四号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第一七号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（庭球場に係る部分に限る。）及び別表第二の改正規定（同表第八号イに係る部分に限る。）は同年五月一日から、別表第一の改正規定（庭球場に係る部分を除く。）及び別表第二の改正規定（同表第八号ロに係る部分に限る。）は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成元年規則第三九号で平成元年七月二七日から施行）

附 則（平成元年条例第三二号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年条例第一五号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一山梨県曾根丘陵公園の項の改正規定及び別表第二第八号に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成二年規則第三〇号で平成二年八月一日から施行）

附 則（平成四年条例第二〇号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第五号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第三二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年条例第八号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成七年規則第四一号で平成七年四月二八日から施行）

附 則（平成七年条例第一八号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第三二号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成七年規則第五五号で平成七年一〇月七日から施行）

附 則（平成八年条例第四号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成八年規則第二九号で平成八年五月三〇日から施行）

附 則（平成八年条例第一五号）

この条例は、平成八年九月一日から施行する。

附 則（平成九年条例第二八号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第一三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第四八号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第六五号）

この条例は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第二〇号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第二〇号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第四三号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一六年一二月一七日）

附 則（平成一七年条例第五四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例（以下「新条例」という。）第十条及び第十二条の規定の例により、新条例第十条に規定する都市公園の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則（平成一八年条例第二〇号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一に山梨県桂川ウェルネスパークの項を加える改正規定、別表第二第一号イの表の改正規定、別表第二第二号イの表の改正規定（山梨県桂川ウェルネスパークに係る部分に限る。）及び別表第四第二号を同表第三号とし、同表第一号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一八年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第十条及び第十二条の規定の例により、山梨県芸術の森公園及び山梨県桂川ウェルネスパークの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則（平成二一年条例第四六号）

この条例は、平成二十一年八月二日から施行する。

附 則（平成二二年条例第三三号）

この条例は、平成二十二年七月二十一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第六第一号イの改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第二六号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山梨県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の山梨県都市公園条例第四条第二項及び第十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第四条第一項の許可及び同条例第十四条第一項の承認の申請について適用し、施行日以前に行われた第二条の規定による改正前の山梨県都市公園条例第四条第一項の許可及び同条例第十四条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年条例第八三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「稲荷いなり」を「いなり」に改める部分に限る。）は、同年一月十日から施行する。

附 則（平成二六年条例第三四号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第二三号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中第十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成三〇年規則第一七号で平成三〇年八月三日から施行）

附 則（平成三一年条例第二四号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

都市公園の名称	公園施設の種類
山梨県緑が丘スポーツ	洋弓場、体育館及びスポーツ会館並びにこれらの附帯施設

公園	
山梨県小瀬スポーツ公園	野球場、陸上競技場、補助競技場、庭球場、球技場、水泳プール、体育館、武道館、アイスアリーナ及びクライミング場並びにこれらの附帯施設
山梨県富士北麓公園	野球場、陸上競技場、屋内練習走路、球技場、体育館及びフリーウエイトトレーニング室並びにこれらの附帯施設
山梨県御勅使南公園	ラグビー場及びその附帯施設
山梨県芸術の森公園	茶室及びその附帯施設
山梨県富士川クラフトパーク	カヌー場及びその附帯施設
山梨県笛吹川フルーツ公園	屋内研修施設、料理教室及び作業室並びにこれらの附帯施設
山梨県森林公園金川の森	ターゲットバードゴルフ場及びその附帯施設
山梨県桂川ウェルネスパーク	料理教室兼作業室及び会議室並びにこれらの附帯施設

別表第二（第五条関係）

一 休業日

イ 有料公園施設の休業日

区分	休業日	摘要
山梨県緑が丘スポーツ公園及び山梨県御勅使南公園の有料公園施設	一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日） 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	四月三〇日から五月五日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県小瀬スポーツ公園及び山梨県富士北麓公園の有料公園施設（水泳プール及びアイスアリーナを除く。）	一 火曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	
山梨県小瀬スポーツ公園の水泳	一 火曜日（この日が休日であ	七月二日から八月三一日ま

プール	一 場合は、その翌日) 二 一〇月一日から翌年の五月三十一日までの日	一 での日は、休業日としないものとする。 二 一月二日、同月三日、八月一日から同月三十一日までの日及び一二月二九日から同月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県小瀬スポーツ公園のアイスアリーナ	一 火曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 四月一日から七月三十一日までの日	一 四月三〇日から五月五日までの日は、休業日としないものとする。 二 一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県富士川クラフトパークの有料公園施設	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 一一月一日から翌年の二月末日までの日	一 一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から同月三十一日までの日	一 一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月一日までの日	一 一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県桂川ウェルネスパークの有料公園施設	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月一日までの日	
その他の有料公園施設	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	

ロ その他の公園施設の休業日

区分	休業日	摘要
山梨県舞鶴城公園の櫓 ^{やぐら}	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一	

	月三日までの日	
山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場	一 一二月二九日から翌年の一月五日までの日	
山梨県富士川クラフトパークのサービスセンター	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 一二月二七日から翌年の一月一日までの日	四月三〇日から五月五日までの日及び七月一日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンター	一 月曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 一二月二九日から翌年の一月一日までの日	一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。

二 利用時間

イ 有料公園施設の利用時間

区分	利用時間
山梨県緑が丘スポーツ公園の洋弓場、体育館及びスポーツ会館（研修室及び会議室）、山梨県小瀬スポーツ公園の野球場、陸上競技場、庭球場、球技場、体育館、武道館、アイスアリーナ及びクライミング場並びに山梨県富士北麓公園の陸上競技場、屋内練習走路、体育館及びフリーウエイトトレーニング室	午前八時三〇分から午後九時まで
山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館（屋内プール）	午前九時から正午まで、午後一時から午後四時三〇分まで及び午後五時三〇分から午後八時三〇分まで
山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館（宿泊施設）	午後三時から翌日の午前一〇時まで
山梨県芸術の森公園の茶室、山梨県笛吹川フルーツ公園の屋内研修施設、料理教室及び作業室並びに山梨県桂川ウェルネスパークの料理教室兼作業室及び会議室	午前九時から午後九時まで
山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場	午前九時から午後五時まで

その他の有料公園施設	午前八時三〇分から午後五時三〇分まで
------------	--------------------

ロ その他の公園施設の利用時間

区分	利用時間
山梨県舞鶴城公園の櫓 ^{やぐら}	午前九時から午後四時三〇分まで
山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場、山梨県富士川クラフトパークのサービスセンター並びに山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンター	午前九時から午後五時まで
山梨県曾根丘陵公園、山梨県芸術の森公園及び山梨県笛吹川フルーツ公園の野外研修施設	午前九時から午後九時まで
山梨県曾根丘陵公園の庭球場	午前八時三〇分から午後九時まで
山梨県曾根丘陵公園の研修センター	午前八時三〇分から午後五時まで
山梨県笛吹川フルーツ公園の屋根付広場・展示室	午前九時から午後五時まで。ただし、五月一日から一〇月三十一日までの間の土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時から午後五時三〇分まで

別表第三（第九条関係）

一 法第五条第一項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額
建築物である公園施設	一平方メートル一年	五〇、〇〇〇円以内で知事が定める額
建築物でない公園施設	一平方メートル一年	三、二〇〇円以内で知事が定める額

二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合

占用物件	占用料		
	単位	所在地	
		市	町村
第一種電柱	一本一年	一、〇〇〇円	七七〇円
第二種電柱		一、六〇〇円	一、二〇〇円
第三種電柱		二、二〇〇円	一、六〇〇円
第一種電話柱		九三〇円	六九〇円
第二種電話柱		一、五〇〇円	一、一〇〇円

第三種電話柱		二、一〇〇円	一、五〇〇円	
共架電線その他上空に設ける線類	一メートル	一〇円	七円	
地下電線その他地下に設ける線類	年	五円	四円	
変圧塔	一基一年	一、四〇〇円	一、一〇〇円	
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・一メートル未満のもの	一メートル	四八円	三六円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七二円	五三円
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		九五円	七一円
	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの		一九〇円	一四〇円
	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの		四八〇円	三六〇円
	外径が一メートル以上のもの		九五〇円	七一〇円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	一平方メートル	四四円	一一円
標識	一本一年	一、一〇〇円	八五〇円	
防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの	一平方メートル	五〇〇円	四一〇円	
工事用施設又は工事用材料置場	一平方メートル	四四〇円	一一〇円	
その他のもの			知事が定める額	

備考

- 1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る使用料については、当該工作物が大規模であり、又は長期にわたり設置される場

合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	一日	六〇〇円
業としての写真の撮影	写真機一台一日	六〇〇円
業としての映画の撮影	一日	一四、六〇〇円
興行	一平方メートル一日	一一円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	一平方メートル一日	八円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	知事が定める額	

備考 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに係る使用料については、当該催しが大規模であり、又は長期にわたる場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

別表第四（第九条関係）

一 施設を利用する場合

施設の名称	一時間	一日
		午前九時～午後九時
茶室（茶席、和室及び立礼席）	二、八八〇円	二八、八二〇円
茶室（茶席）	一、三二〇円	一三、二〇〇円
茶室（和室）	九九〇円	九、九〇〇円
茶室（立礼席）	九九〇円	九、九〇〇円

備考 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるとき

は、その端数を一時間とする。

二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
茶道具	一個一回	三八〇円

三 第十四条第二項の行為をする場合

区分	単位	金額
茶室及びその附帯施設内に広告を表示する行為	一平方メートル一日	一、九八〇円

別表第五（第十条、第十一条関係）

都市公園の名称	業務の範囲
山梨県緑が丘スポーツ公園	
山梨県愛宕山広域公園	
山梨県小瀬スポーツ公園	一 スポーツの振興のための催しの実施に関する業務 二 スポーツの講習会の実施に関する業務
山梨県富士北麓公園	一 スポーツの振興のための催しの実施に関する業務 二 スポーツの講習会の実施に関する業務
山梨県御勅使南公園	
山梨県曾根丘陵公園	
山梨県芸術の森公園	
山梨県富士川クラフトパーク	カヌーの普及のための催しの実施に関する業務
山梨県笛吹川フルーツ公園	一 果実及び緑化に関する催しの実施及び情報提供に関する業務 二 果樹の展示に関する業務
山梨県森林公園金川の森	一 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 二 交通安全に関する講習会の実施に関する業務
山梨県桂川ウェルネスパーク	農林業の体験の機会の提供に関する業務

別表第六（第十六条、第十七条の二関係）

一 山梨県緑が丘スポーツ公園を利用する場合

備考

- 1 リハーサルに利用する場合は入場料金を徴収しない場合のそれぞれの額の五割に相当する額とし、準備等に利用する場合は入場料金を徴収しない場合のそれぞれの額の三割に相当する額とする。
- 2 利用時間がやむを得ない理由によりこの表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する額は、その超過時間が、正午以後の場合は午前の金額を、午後五時以後の場合は午後の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。
- 3 入場料金の額に段階がある場合は、最高の入場料金の額をもつてこの表の入場料金の額とする。
- 4 入場料金を徴収しない場合において、会費を徴収するもの、会費制度により会員を招待するもの、商品の売上高により招待券を発行するものその他これらに準ずるものは、入場料金を徴収したものとみなす。

ロ 料理教室及び作業室を利用する場合

施設の名称	午前	午後	夜	全日
	午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時	午前九時～午後九時
料理教室	一、九二〇円	二、五六〇円	一、九二〇円	六、四一〇円
作業室	六四〇円	八五〇円	六四〇円	二、一四〇円

備考 利用時間がこの表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する額は、全日の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。

七 山梨県森林公園金川の森を利用する場合

施設の名称	利用の区分	利用料金限度額	定期利用料金限度額
ターゲットバードゴルフ場	一般及び大学生	一人九ホールにつき 五〇〇円	一人につき 六、〇三〇円
	高校生	一人九ホールにつき 二五〇円	一人につき 三、〇二〇円
	中学生以下	一人九ホールにつき 一二〇円	一人につき 一、三八〇円

備考

- 1 利用ホール数に九ホール未満の端数があるときは、その端数を九ホールとする。
- 2 定期利用料金は、第十四条第一項の承認の日から起算して三月間の利用を単位とする。

八 山梨県桂川ウェルネスパークを利用する場合

施設の名称	一時間
料理教室兼作業室	三五〇円
会議室	四〇〇円

備考 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

九 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	利用料金限度額	摘要
放送設備（一〇〇ワット以下）	一式半日	一、八七〇円	一 半日を超えて使用する場合は、半日の額の二倍の額とする。 二 アマチュアスポーツ以外のために観客から入場料金を徴収して行う大会等において利用する場合にあつては、それぞれの額の二倍に相当する額とする。
放送設備（一〇一ワット以上二〇〇ワット以下）	一式半日	三、七四〇円	
放送設備（二〇一ワット以上三〇〇ワット以下）	一式半日	五、六一〇円	
放送設備（三〇一ワット以上）	一式半日	七、三七〇円	
放送装置	一式半日	一、八七〇円	
シャワー	一人一回	一三〇円	
浴室	一人一回	二七〇円	
コインロッカー	一回	五〇円	
野球場スコアボード	一式半日	一、二一〇円	
自動審判時計システム	一式半日	一、八七〇円	
競技用判定装置及び電光掲示板（アイスアリーナ）	一式半日	一、八七〇円	
電光掲示板（体育館及び武道館）	一コート一式半日	一、二一〇円	
電光掲示板（野球場）	一式一時間	三、一九〇円	
大型映像装置（陸上競技場）	一式一時間	八、八〇〇円 (文字のみを表示する場合にあつては、四、四〇〇円)	
ブリーチャー（体育館）	一式半日	三、七四〇円	
ブリーチャー（武道館）	片側一式半日	三、七四〇円	
マイク	一個半日	四〇〇円	
録音再生装置	一式半日	四〇〇円	

テント	一張半日	四〇〇円
パラソル	一本半日	一三〇円
机	一脚一回	六〇円
いす	一脚一回	六〇円
ストップウォッチ	一個半日	一三〇円
陸上競技用器具（山梨県小瀬スポーツ公園陸上競技場）	全種目一式半日	二、四二〇円
	一種目一式半日	六〇円
陸上競技用器具（山梨県富士北麓公園陸上競技場及び山梨県小瀬スポーツ公園補助競技場）	全種目一式半日	一、八七〇円
	一種目一式半日	六〇円
鋼製巻尺	一個半日	一三〇円
高度尺	一個半日	一三〇円
バスケットボール競技用器具	一コート一式半日	三四〇円
バレーボール競技用器具	一コート一式半日	三四〇円
ハンドボール競技用器具	一コート一式半日	三四〇円
バドミントン競技用器具	一コート一式半日	一三〇円
バドミントン競技用マット	一コート一式半日	九二〇円
卓球競技用器具	一台一式半日	一三〇円
体操競技用器具	一種目一式半日	二〇〇円
フェンシング競技用器具	一式半日	九二〇円
レスリング競技用マット	一コート一式半日	九二〇円
柔道競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
柔道競技用畳	一試合場一式半日	九二〇円
ウェトリフティング競技用器具	一式半日	九二〇円
ピアノ	一台半日	一、八七〇円
光波測定機	一個一式半日	六八〇円
剣道競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
空手道競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
空手道競技用マット	一試合場一式半日	九二〇円
少林寺拳法競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
少林寺拳法競技用マット	一試合場一式半日	九二〇円
サンドバッグ	一本半日	一三〇円

双眼鏡	一個半日	一三〇円
投影機	一式半日	六、九三〇円
ショートトラックスピードスケート 競技用器具	一式半日	九二〇円
アイスホッケー競技用器具	一式半日	三四〇円
ポロカヌー	一式一時間	二四〇円
カナディアンカヌー	一式一時間	三六〇円
カヌーポロ競技用器具	一式一時間	一、〇〇〇円
カヌースラローム競技用器具	一式一時間	三三〇円
ターゲットバードゴルフ競技用器具 (クラブ)	一本一日	二二〇円
ターゲットバードゴルフ競技用器具 (ボール)	一個一日	三三〇円
自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一台一時間	一一〇円
電動アシスト自転車	一台一時間	二六〇円
四輪自転車（一人乗り）	一台一時間	一一〇円
四輪自転車（二人乗り）	一台一時間	二二〇円

備考

- 1 入場料金とは、いかなる名義をもつてするを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
 - 2 半日とは、午前八時三〇分から正午まで、正午から午後五時三〇分まで又は午後五時三〇分から午後九時までをいう。
 - 3 柔道競技用畳の利用とは、柔道場又は第二武道場以外に移動して利用する場合をいう。
 - 4 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。ただし、カヌー場の利用の区分を午前又は午後として利用する場合において、当該区分に属する時間の全部についてポロカヌー、カナディアンカヌー、カヌーポロ競技用器具又はカヌースラローム競技用器具を利用するときは、この限りでない。
 - 5 一日とは、午前九時から午後五時までをいう。
 - 6 電動アシスト自転車とは、人の力を補うため電動機を用いる自転車をいう。
- 十 屋外照明を利用する場合

区分		単位	利用料金限度額	摘要
野球場	全点灯	一時間	三一、四三〇円	アマチュアスポーツ以外のために観客から入場料金を徴収して行う大会等において利用する場合にあつては、それぞれの額の二倍に相当する額とする。
	三分の二点灯	一時間	二〇、九五〇円	
	三分の一点灯	一時間	一〇、四八〇円	
	九分の二点灯	一時間	七、〇二〇円	
陸上競技場（小瀬スポーツ公園）	全点灯	一時間	四八、四〇〇円	
	三分の二点灯	一時間	三三、〇〇〇円	
	三分の一点灯	一時間	一六、五〇〇円	
	十五分の二点灯	一時間	六、四九〇円	
陸上競技場（富士北麓公園）	全点灯	一時間	二三、一〇〇円	
	十分の六点灯	一時間	一四、三〇〇円	
	十分の三点灯	一時間	七、〇四〇円	
	十分の一点灯	一時間	二、四二〇円	
庭球場	全点灯	一コート一時間	七二〇円	
球技場	全面点灯	一時間	一、七六〇円	
	半面点灯	一時間	八八〇円	

備考 入場料金とは、いかなる名義をもつてするを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

十一 第十四条第二項の行為をする場合

区分	単位	利用料金限度額
有料公園施設内に広告を表示する行為（大型映像装置により広告を表示する行為を除く。）	一平方メートル 一日	一、九八〇円
大型映像装置により広告を表示する行為（表示画面の全部に表示する場合）	一分	一四、一四〇円
大型映像装置により広告を表示する行為（表示画面の一部に表示する場合）	一平方メートル 一分	一一〇円

備考 大型映像装置により広告を表示する場合において、表示時間に一分未満の端数があるときは、その端数を一分とする。

○山梨県都市公園条例施行規則

昭和三十九年五月二十五日

山梨県規則第三十四号

改正 昭和四一年四月一日規則第二四号

昭和四二年四月二四日規則第九号

昭和四三年一〇月一日規則第五六号

昭和六一年三月三十一日規則第二八号

昭和六一年一〇月一七日規則第五三号

昭和六三年三月三十一日規則第一二号

平成元年三月三十一日規則第二一号

平成元年七月二六日規則第三八号

平成二年三月三十一日規則第一五号

平成二年七月三〇日規則第三一号

平成三年三月三〇日規則第一七号

平成七年三月三〇日規則第三五号

平成七年四月二七日規則第四二号

平成七年九月七日規則第五六号

平成八年五月二七日規則第三〇号

平成八年七月一日規則第三六号

平成九年三月三十一日規則第四一号

平成一一年三月三十一日規則第二七号

平成一一年七月二三日規則第五八号

平成一二年三月三十一日規則第一一五号

平成一二年八月二四日規則第一四一号

平成一三年三月三〇日規則第三六号

平成一四年三月二九日規則第三二号

平成一五年三月二七日規則第二三号

平成一六年三月三〇日規則第一二号

平成一六年一〇月一八日規則第五五号

平成一七年三月二八日規則第二九号

平成一七年三月三十一日規則第四〇号

平成一八年三月三〇日規則第一号
平成一九年三月二二日規則第三号
平成二〇年三月二八日規則第一六号
平成二四年三月三〇日規則第二九号
平成二五年三月二八日規則第二〇号
平成二九年三月一四日規則第四号
平成三〇年三月二九日規則第九号

山梨県都市公園条例施行規則を次のように定める。

山梨県都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第二条 条例第九条第一項の規定による使用料（以下「使用料」という。）は、前納しなければならない。

（平一五規則二三・一部改正、平一七規則二九・旧第五条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第四条繰上・一部改正）

(使用料の免除等)

第三条 条例第九条第二項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第九条第三項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して十五日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

（昭六一規則五三・旧第六条繰下、平七規則三五・平七規則五六・平八規則三〇・平一二規則一四一・平一四規則三二・一部改正、平一七規則二九・旧第七条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第五条繰上・一部改正）

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十二条第一項の規定による条例別表第五の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出するこ

とにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

（平一七規則二九・追加、平二〇規則一六・旧第六条繰上）

（承認による利用時間の変更に関する技術的読替え等）

第五条 条例第十六条第四項後段の規定による条例別表第六の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例別表第六の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第一号ロの表	午前九時	利用時間の開始の時刻
	午後八時三〇分	利用時間の終了の時刻
第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
第二号ロの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表（野球場及び球技場に係るものを除く。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表（野球場及び球技	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻

場に係るものに限る。)	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
	から午後五時三〇分	から利用時間の終了の時刻
第四号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
第五号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後五時三〇分	利用時間の終了の時刻

2 条例第十六条第四項に規定する変更承認（以下この項及び次項において「変更承認」という。）により利用時間の開始の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻前となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

条例別表第六第一号イの表、第二号イの表、第三号イの表、第四号イの表及び第五号イの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前八時三十分までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前の金額及び一日の金額
条例別表第六第一号ロの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前九時までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額

3 変更承認による利用時間の終了の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の終了の時刻後となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

条例別表第六第一号イの表、第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。）及び第三号イの表（野	当該利用の区分における夜のコートを、午後九時から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算	当該利用の区分における夜の金額及び一日の金額
--	---	------------------------

球場及び球技場に係るものを除く。)のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	出して得た時間) に対し、時間割により算定して得た額	
条例別表第六第一号ロの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額を、午後八時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間) に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額
条例別表第六第二号イの表(補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。)、第三号イの表(野球場及び球技場に係るものに限る。)、第四号イの表及び第五号イの表のうち一人(同表にあつては、一艇)についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後の金額を、午後五時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定して得た時間) に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後の金額及び一日の金額

(平三〇規則九・追加)

(利用料金の免除等)

第六条 条例第十六条第五項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる者が、山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プールに限る。)、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用し、又は山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき。 利用料金の全額

イ 六十五歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。)

ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者及びその介護を行う者

ハ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒（土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。）

二 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額

（平一七規則二九・追加、平一九規則三・一部改正、平二〇規則一六・旧第七条繰上、平二五規則二〇・平二九規則四・一部改正、平三〇規則九・旧第五条繰下・一部改正）

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第七条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した工作物等の放置されていた都市公園の所在地を管轄する建設事務所（山梨県森林公園金川の森に係るものにあつては、山梨県峡東林務環境事務所）内とする。

2 条例第十九条第二項の保管工作物等一覧簿は、次のとおり閲覧に供するものとする。

一 閲覧に供する場所は、全ての建設事務所及び山梨県峡東林務環境事務所内とする。

二 閲覧に供する日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日、一月二日及び同月三日を除く日とする。

三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

（平一六規則五五・追加、平一七規則二九・旧第九条繰上・一部改正、平一八規則一・一部改正、平二〇規則一六・旧第八条繰上・一部改正、平三〇規則九・旧第六条繰下）

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第八条 条例第二十二条第一項及び第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第二十二条第一項の規則で定める場所は、前条第一項の場所とする。

(平一六規則五五・追加、平一七規則二九・旧第十条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第九条繰上、平三〇規則九・旧第七条繰下)

(損傷等の届出)

第九条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(昭六一規則五三・追加、平一六規則五五・旧第九条繰下、平一七規則二九・旧第十一条繰上、平二〇規則一六・旧第十条繰上、平三〇規則九・旧第八条繰下)

(書類の様式等)

第十条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 法第五条第一項の規定による公園施設設置許可申請書 第一号様式
- 二 法第五条第一項の規定による公園施設管理許可申請書 第二号様式
- 三 法第六条第二項の規定による都市公園占用許可申請書 第三号様式
- 四 条例第四条第一項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第四号様式
- 五 法第五条第一項及び第六条第三項並びに条例第四条第一項の規定による変更許可申請書 第五号様式
- 六 第三条第一項の規定による使用料免除申請書 第六号様式
- 七 第三条第二項の規定による使用料還付申請書 第七号様式
- 八 条例第十二条第一項の規定による指定管理者指定申請書 第八号様式
- 九 条例第十九条第二項の規定による保管工作物等一覧簿 第九号様式

(昭四三規則五六・昭六一規則二八・一部改正、昭六一規則五三・旧第七条繰下・一部改正、昭六三規則一二・平元規則二一・平七規則三五・平八規則三〇・平一二規則一四一・平一三規則三六・一部改正、平一六規則五五・旧第十条繰下・一部改正、平一七規則二九・旧第十二条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平三〇規則九・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年五月一日から適用する。

附 則(昭和四一年規則第二四号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第二八号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第五三号）

（施行期日）

- 1 この規則中、第一条の規定は昭和六十一年十一月一日から、第二条の規定は昭和六十二年十一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定の施行前にした山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設の利用の許可に係る設備又は器具の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類とみなす。

附 則（昭和六三年規則第一二号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第二一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第三八号）

この規則は、平成元年七月二十七日から施行する。

附 則（平成二年規則第一五号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第三一号）

この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第一七号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第三五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第四二号）

この規則は、平成七年四月二十八日から施行する。

附 則（平成七年規則第五六号）

この規則は、平成七年十月七日から施行する。

附 則（平成八年規則第三〇号）

この規則は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則（平成八年規則第三六号）

この規則は、平成八年九月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第四一号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第二七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第五八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（休業日に関する暫定措置）

2 この規則の施行の日から平成十一年九月三十日までの間においては、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第一号の表山梨県小瀬スポーツ公園及び山梨県富士北麓公園の有料公園施設（水泳プールを除く。）の項中「火曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

3 この規則の施行の日から平成十一年十一月三十日までの間においては、新規則別表第一第一号の表山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設の項中「水曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

附 則（平成一二年規則第一一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一四一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類とみなす。

附 則（平成一三年規則第三六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一二号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五五号）

この規則は、山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十六年山梨県条例第四十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一六年一二月一七日）

附 則（平成一七年規則第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

（山梨県都市公園条例施行規則に関する経過措置）

- 2 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第五十四号）附則第二項の規定により同条例の施行の前日に同条例による改正後の山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第十条に規定する都市公園の管理に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第一条の規定による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第六条及び第十一条第十一号並びに第十一号様式の規定の例による。

附 則（平成一七年規則第四〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一六号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二九号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山梨県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書とみなす。

附 則（平成二五年規則第二〇号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第10条関係)

作 成 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏名

印

公園施設設置許可申請書

次のとおり公園施設の設置を許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
公園施設の種別 及び構造	設置に必 要な面積	平方メートル	
設置の場所			
設置の目的			
設置の理由			
設置の期間	年	月	日から 日まで
工事実施の方法			
工事実施の期間	年	月	日から 日まで
原状回復の方法			
他、知件その他	出		
備 考			

注：設計書、仕様書、前面位置図、平面図、立面図、横断面、断面図等及び工事設計
図書を添えること。

第3号様式(第10条関係)

作 成 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏 名

印

公園施設管理許可申請書

次のとおり公園施設の管理を許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
公園施設の種別 又は名称	公園施設 の面積	平方メートル	
管理の場所			
管理の目的			
管理の方法			
管理の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用料の額			円
備 考			

注 事業計画書を添えること。

第3号様式(第10条関係)

作 用 印

山梨県知事 殿

申請者住所:

氏 名

印

都市公園法第10条許可申請書

次のとおり都市公園の占用を許可されるよう申請します。

占用する都市公園の名称	
占用物件の種類及び用途	
占用の場所	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用物件等の管理の方法	
工事実施の方法	
工事実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
使用料の額	円
備 考	

注 敷地面、仕様表及び図面(位置図、平面図、立面図、横断面図、断面図等)を添えること。

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

出発地 知事 役

申請者住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年 月 日

(団体にあつては、上たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

都市公園内制限行為許可申請書

次の行為について、山梨県都市公園条例(条例第17号)の規定により、都市公園内制限行為を許可されるよう申請します。

都市公園の名称	
行為を営む場所又は公園施設名	
行為の種類 内容 「方法」	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
使用料の額	円
備考	
口契約等 (解約等をする場合は、「口」印を記入すること。)	<p>1. この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。</p> <p>2. この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても責任はおりません。</p> <p>3. 私(団体である場合は、その役員を含め、)が暴力団員等(第3条)又は暴力団である(第4条)について警察当局へ情報提供を行ふこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。</p> <p>※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から6年を経過しない者</p>

注：申請者が団体である場合は、その役員(役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。))及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第5号様式(第10条関係)

山形県 庁 印

山形県知事 殿

申請者住所

氏名

印

変更許可申請書

年 月 日山形県指令 第 号で許可になった遊歩台次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
許可を受けた公園施設又は物件の名称		場 所	
変更しようとする事項	変	更	前
	更	後	
変更の理由			
変更後の使用料の額			

注 公園施設の設置及び都市公園の占用の許可に係る事項を変更する場合には、変更事項を記する設計書、仕様書、断面（位置図、平面図、立面図、輪郭図及び断面図等）及び事業計画書を添付すること。

第8号様式(第10表備註)

市 民 用

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

使用料免除申請書

次のとおり使用料の全部(一部)を免除されるよう申請します。

使用料の額 (A)	円	Aに対する日の割合	
免除を受けようとする額 (B)	円	納付する使用料の額	円
施設又は物件の名称			
使用期日又は日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	分から分まで
使用の目的			
団体の場合はその名称及び総出入員			
申請の理由			
備 考			

第2号様式(第10条関係)

山梨県知事 殿

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

印

使用料徴付申請書

次のとおり使用料の全部(一部)を還付されるよう申請します。

納付済使用料の額		円
還付を受けようとする額		円
許可を受けた施設 又は物件の名称		
許可の年月日及び 番号	年 月 日 第 号	
申請の理由		
後日の使用料に充当 することの承諾		

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名
電話番号
印

新定管業者新定申請書

次の准市公団の指定管業者の指定を受けたため、山梨県都市公団条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

該当公団名： _____

第1号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第2号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第3号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第4号様式（第10条関係）

（平24規則29・全改、平30規則9・一部改正）

第5号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

（平元規則21・旧第9号様式繰下、平12規則141・旧第10号様式繰下・一部改正、平16規則55・一部改正、平17規則29・旧第12号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第9号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

第7号様式（第10条関係）

（平元規則21・旧第10号様式繰下、平12規則141・旧第11号様式繰下・一部改正、平16規則55・一部改正、平17規則29・旧第13号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第10号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

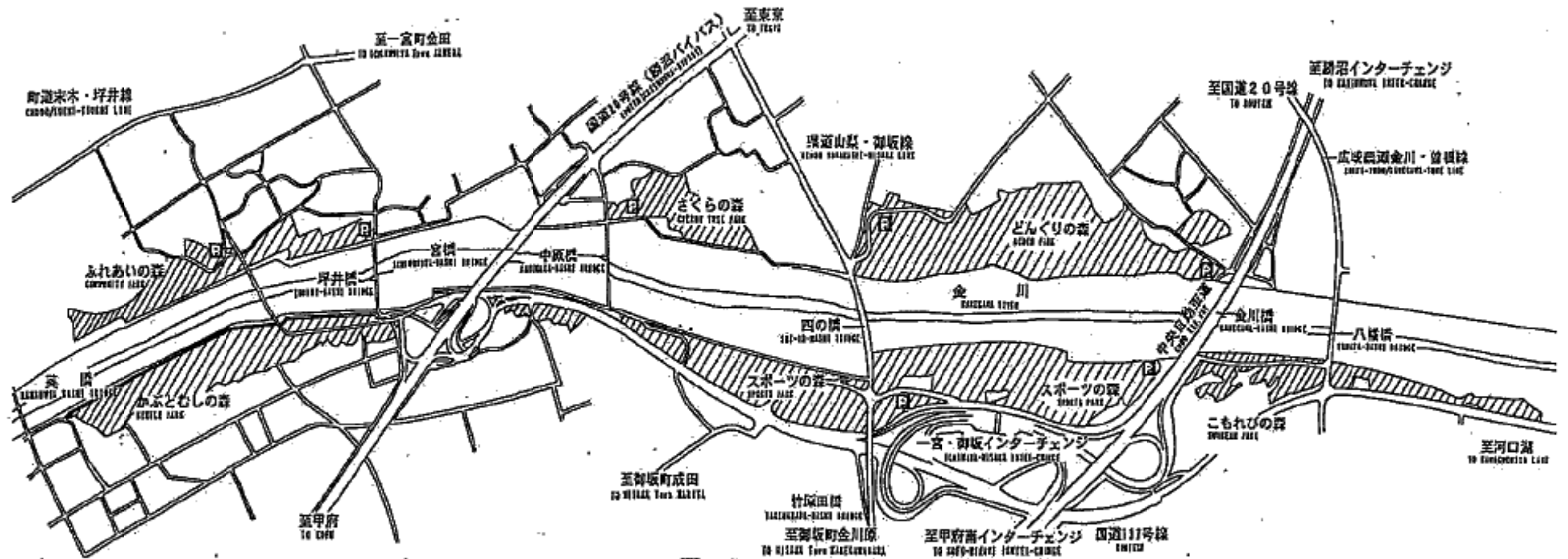
第8号様式（第10条関係）

（平17規則29・追加、平20規則16・旧第11号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（平16規則55・追加、平17規則29・旧第14号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第12号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

山梨県森林公園金川の森位置図



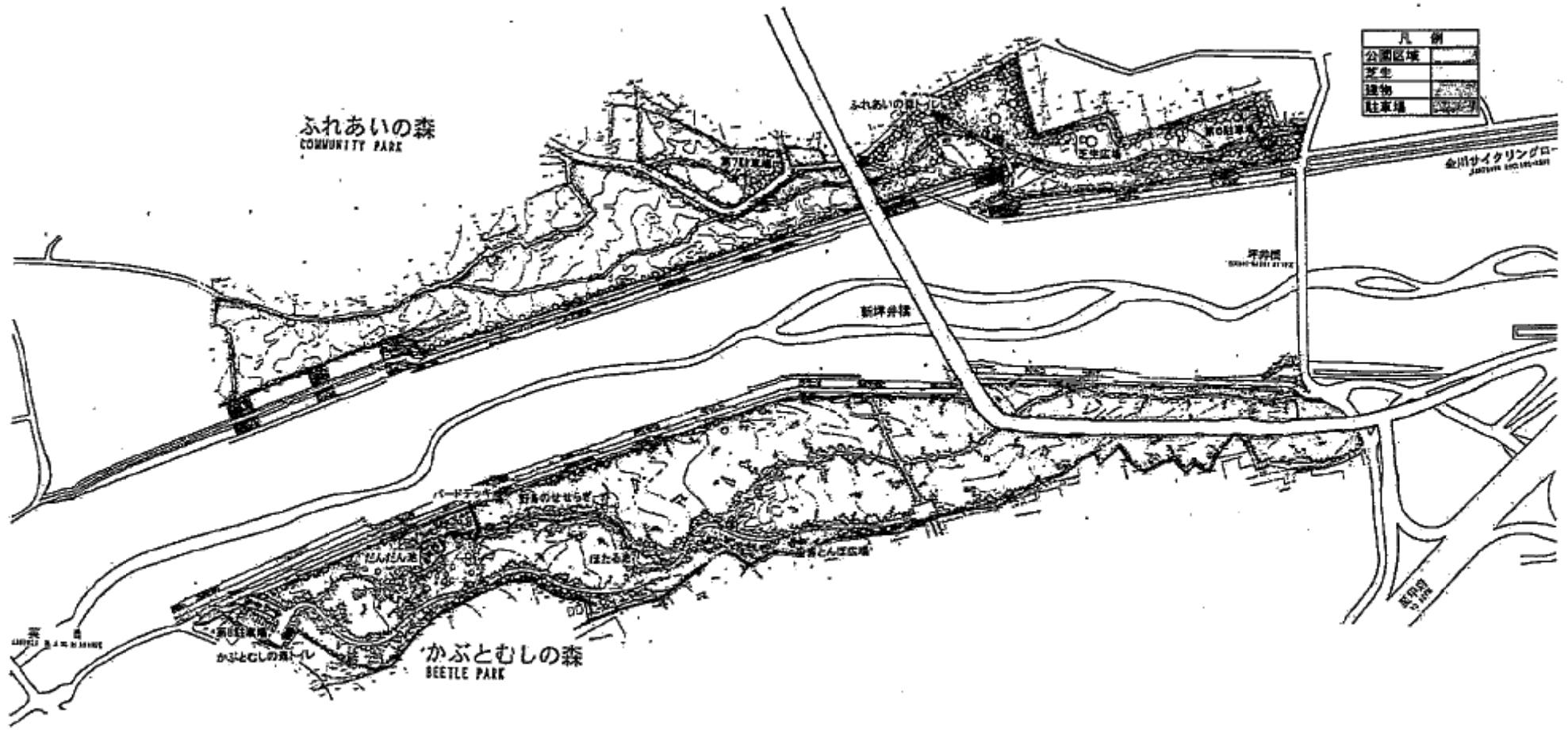
添付資料4

山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図

1/4



凡例	
	公園区域
	芝生
	建物
	駐車場



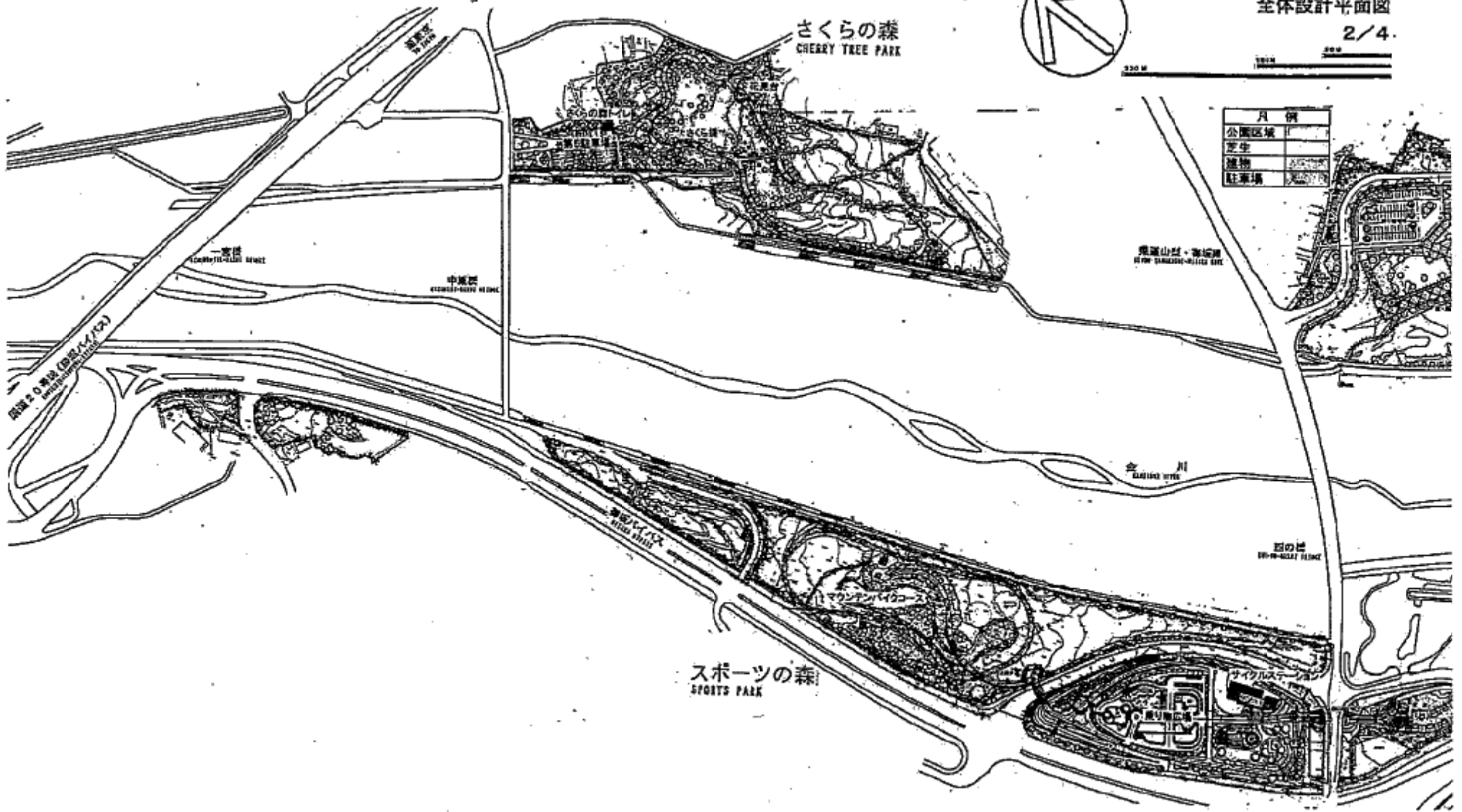
山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図

2/4



250 M
100 M
50 M

凡例	
公園区域	[Symbol]
芝生	[Symbol]
植物	[Symbol]
駐車場	[Symbol]



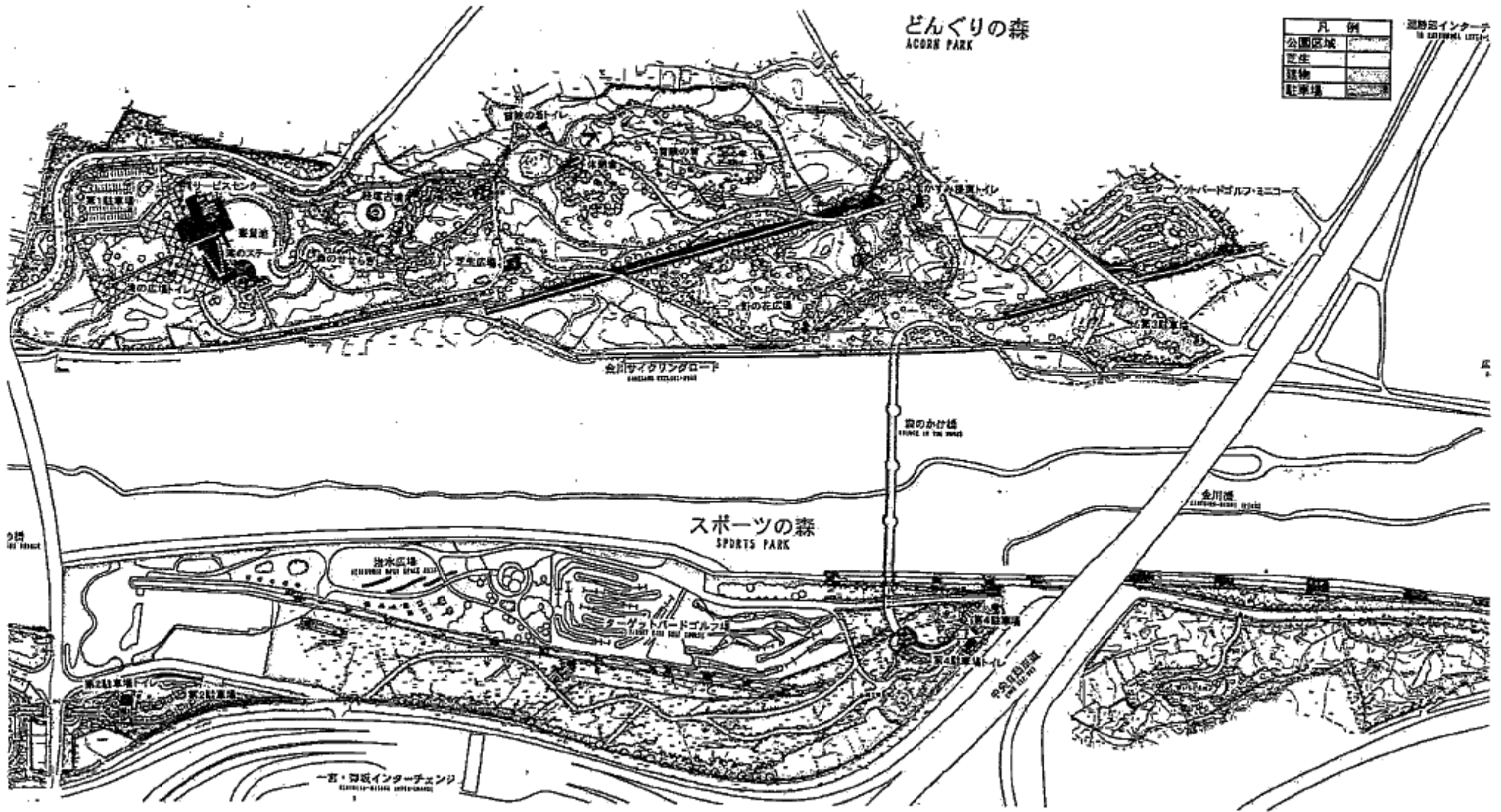


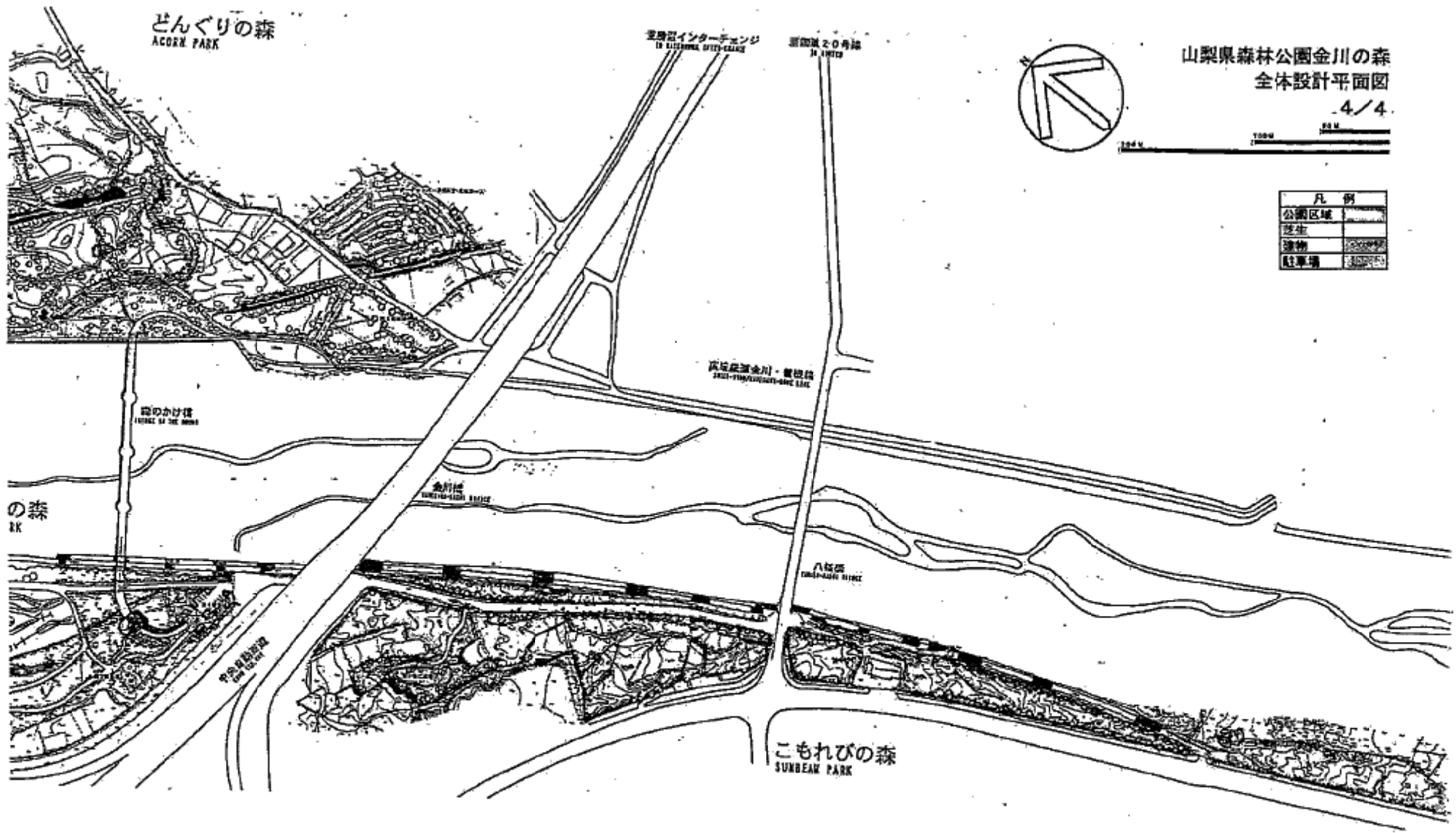
山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図
3/4



凡例	
公園区域	
住宅	
建物	
駐車場	

遊歩道インターチェンジ
遊歩道インターチェンジ

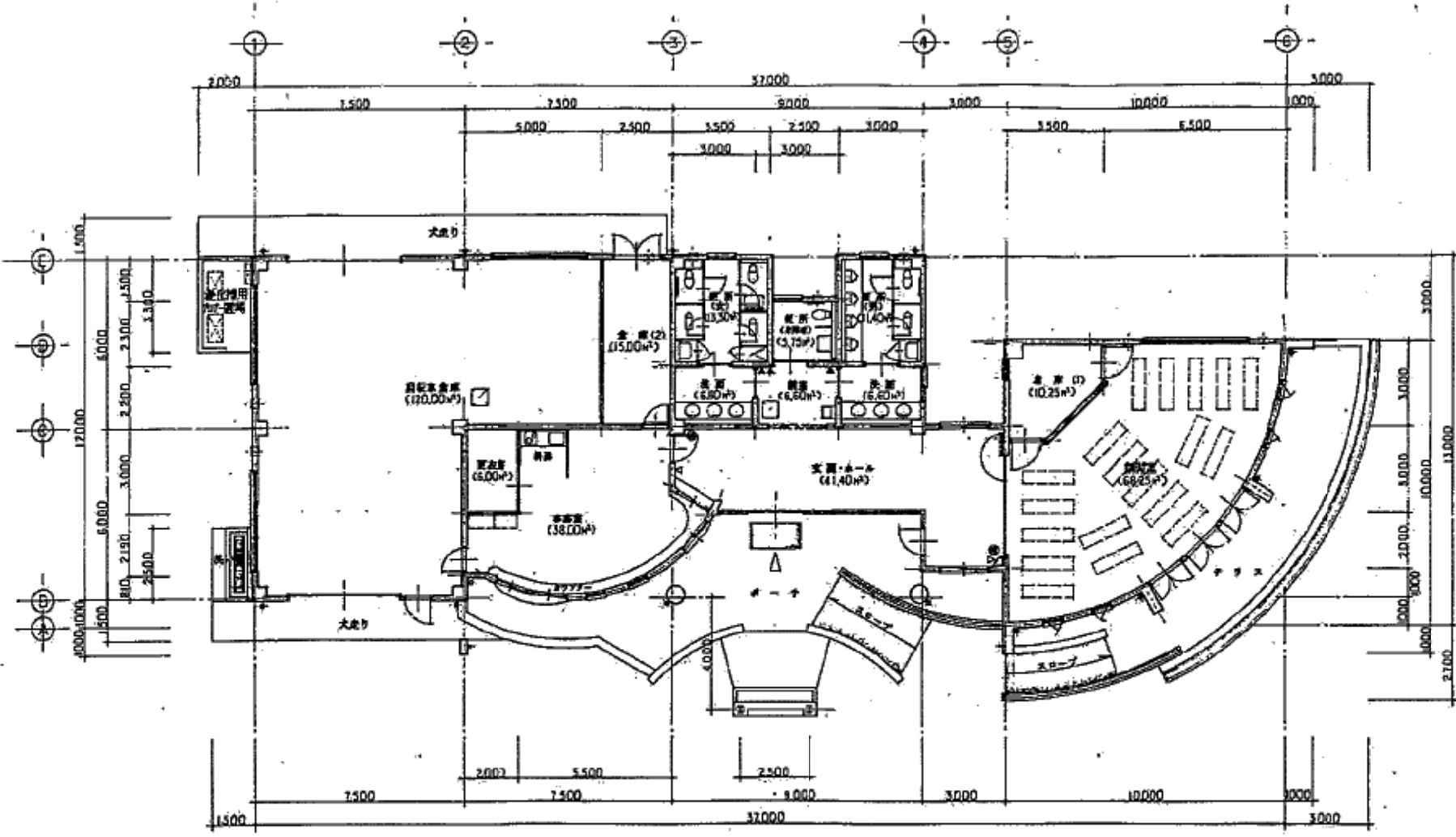




山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図
4/4



凡例	
公園区域	[Pattern]
陸生	[Pattern]
建物	[Pattern]
駐車場	[Pattern]



平面図 5=1:100 (原図 349.15㎡)

- 凡例
- △ : 壁取付 (100mm)
 - ▲ : 壁取付 (100mm)
 - ◎ : 消火器取付

平成 26年 6月 12日

森林公園金川の森サイクルステーション平面図

建築	1/100	10
設備	1/100	10
電気	1/100	10
水道	1/100	10
その他	1/100	10

自動体外式除細動器の管理仕様書

1. 設置場所

指定管理者は、玄関付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

2. 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3. 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命5～6年（製造年月 ） 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2年ごとに交換（製造年月 ） 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

4. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

関係法令等一覧

法令等名称
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
森林法
都市公園法山梨県都市公園条例（昭和 39 年山梨県条例第 21 号）・施行規則
会社更生法
民事再生法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
山梨県森林公園金川の森指定管理業務モニタリング実施要領
障害者基本法
個人情報保護法
山梨県個人情報保護条例
消防法・施行規則
大規模地震対策特別措置法
国民保護法
山梨県国民保護計画
労働安全衛生法・規則
水道法・施行規則
浄化槽法・施行規則
液化天然ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則
国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
電気事業法・施行規則

山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森指定管理業務モニタリング実施要領

制定：平成30年 4月 1日

改正：令和 4年 3月11日

第1 目的

この要領は、指定管理者施設である山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森の適正な管理を確保するためのモニタリング（業務の確認・検証）について必要な事項を定めるものとする。

第2 モニタリングの実施と役割

指定管理者は、事業報告書の作成、利用者アンケートの実施、苦情・要望などへの対応等を通して、自己評価と業務改善を行い、自己評価結果を「指定管理施設の管理運営状況評価書」（別紙様式1）（以下「モニタリングシート」という。）にまとめ県へ報告する。

なお、指定管理者は自己評価にあたり「指定管理施設の管理運営状況評価書（根拠資料）（別紙様式2）（以下「根拠資料」という。）」を提示する。

2 県は、指定管理者からの自己評価を含む事業報告書、現地確認などによる管理運営状況の確認を行い、改善のための指導等を行う。

なお、県における役割分担については、指定管理者からの定期報告に基づく現地確認を林政部県有林課が行い、これ以外の随時の確認（毎月1回程度）は林務環境事務所が実施するものとし、適正に業務が執行されていることを確認する。

第3 モニタリングの実施方法

県は基本協定書、管理業務仕様書及び指定管理者の業務計画書に基づくサービス水準等を維持するため、次のとおり定期モニタリングを実施する。

(1) 月次確認

月次報告により、施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）を把握する。

(2) 四半期確認

四半期報告により、一定期間の施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）について、「定期評価シート（別紙様式3）」による評価を行うとともに現地確認を行い、履行状況等を確認する。

なお、評価の結果、効果が不十分である場合は、改善指導を行い、次回報告書の提出時等に改善状況を確認する。

(3) 年度確認

事業報告書による現地確認を行い、年間の管理運営業務全般について、履行状況、サービスの質の評価、運営体制の安定性等を確認する。

なお、四半期毎の現地確認は、予め県が「事業計画書等」及び「事業報告書」欄を記入したモニタリングシート（別紙様式2）により実施し、「現地確認結果」欄の

記入後、指定管理者が「指定管理者の自己評価」欄を記入し、今後の業務改善等のための資料とする。また、年度末の現地確認は、事業報告書及び四半期確認時のモニタリングシートにより実施し、「整合性の検証」、「業務改善に向けた分析・指導内容」、「総合的な評価及び改善事項」欄を記入した後、指定管理者に送付する。

- 2 定期モニタリングのほか、随時のモニタリングとして、必要に応じて巡回、立会い等による現地確認を行う。
- 3 県有林課長は、施設運営の改善に向け、現地確認の機会等を活用して指定管理者と対面による意見交換を年度毎に3回以上実施する。

第4 モニタリングによる確認・指導の内容

定期報告等に基づき、次の3つの視点から管理運営状況に関する確認・指導を実施する。

(1) 履行確認

維持管理業務が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているかを確認する。

(2) サービスの質の評価

運営業務、自主事業が県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているか評価する。

(3) 運営体制の安定性の確認

運営体制が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を効率的・効果的かつ安定的に提供することが可能な体制となっているかを確認する。

- 2 確認・指導の時期については、定期報告や事業報告書の提出等の時期をとらえ、適時その報告内容等に適した確認・指導を行う。

第5 モニタリング結果の報告及び公表

県有林課は、指定管理者から報告のあったモニタリングシート（別紙様式1）の各評価項目及び総合的な施設所管課の評価及び改善指導、改善勧告とそれに対する指定管理者の対応状況を6月上旬までにモニタリングシートに整理し、併せて利用者アンケート様式（前年度分）を添付のうえ行政経営管理課あてに報告する。行政経営管理課は、モニタリング結果の概要及びモニタリングシート（個人名は除く）を県のホームページ等で公表する。

第6 指定管理業務のモニタリング結果の活用

県は、期待される施策効果が十分生じているか、モニタリングを通じて評価・検証を行い、その結果、施策効果が十分でない判断した場合は、指定管理者とともに、改善策の企画、検討、策定を行う。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

建築物点検マニュアル（抜粋）

平成30年3月
平成31年3月改正
令和 2年3月改正
令和 3年3月改正
山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・・・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・・・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・・・	14
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		
<様式等>		
別紙1 点検対象建築物一覧表	・・・	15
別紙2 法令検査点検一覧表	・・・	30
様式1 建築基準法点検票	・・・	31
様式2 長寿命化点検票	・・・	73
様式3 日常点検票	・・・	84

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式2）により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式3）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期的に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象建築物一覧表」参照)。

(1) 建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

(2) 建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設(指定管理施設を除く))で営繕課が必要と認めるものの点検(昇降機点検を除く)については、営繕課が実施する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検(長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む)を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による。)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票(様式2)を基に、区分欄の①に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期調査において、異常（外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きが確認等）が認められた場合、竣工若しくは外壁改修後 10 年を越えてからの最初の定期調査の場合（ただし、3 年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式 2）に反映させるとともに、調査結果が分かる資料を添付すること。

※ 平成 20 年 4 月 1 日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式 2）は、直近の点検結果を反映すること。

第 3 章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙 2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙 2 参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票（様式 2）を基に、区分欄の②に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式2）は、直近の点検結果を反映すること。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

（2）予防保全・監視保全の建築部位・設備

- ① 予防保全
屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）
- ② 監視保全
外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保安全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類	考え方	保全方針
計画保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全	不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対応する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、財産管理課が別途通知する期日（5月末までの間）までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、財産管理課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞ 耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

(1) 点検様式

点検は、長寿命化点検票（以下、「点検票」という。）（様式2）を使用する（点検結果は電子データとして作成。）。

(2) 点検票区分

・ 区分欄の①について

①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。

・ 区分欄の②について

②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。

・ 区分欄の③について

長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B、Cの3区分とする。

- ・ A判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ B判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ C判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ B・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を添付すること。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用するなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出すること。

(5) 点検の手順

点検票の項目ごとの説明及び記載要領は次のとおり。

【ファイル名称】

ファイル名称を次のとおり変更する。

<様式2>長寿命化点検票

⇒ 施設番号（3桁）-建物番号（2桁）施設名称・建物名称

（例：005-01 八ヶ岳少年自然の家・管理棟）

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」を参照。

【表紙】

点検票・表紙に次の各項目を記入する。

<項目>施設番号、施設名称、建物番号、建物名称、建築年月日、延床面積、点検日、点検者職・氏名

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」の施設番号等を転記すること。

※ 建築年月日、延床面積は、施設カルテ、公有財産台帳等を確認し正確に記入すること。

【点検票】

① 該当なし

点検票中の部位・設備自体がない場合は、「該当なし」欄に「●」とする（リストから選択。以下同じ。）こと。

※ 施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と点検票の点検対象（部位・設備）が一致しているか必ず確認すること。

※ 確認のうえ、施設カルテに誤りがあった場合は、施設カルテを修正し、財産管理課に提出すること。

※ 点検票の「該当なし」と「異常なし・問題なし」を混同しないよう留意すること（部位・設備がない場合は、判定項目欄に「○」入力をしていないこと）。

② 更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。また、今後、更新する予定がある場合（長寿命化改修含む）、更新予定年度を記載する。

※ 部分的な更新や修繕は更新として扱わないこと。

※ 施設開設後に、設備を設置した場合は、設備の設置年度を記載すること。

③ 判定項目（A判定・B判定・C判定）

点検は、原則、目視等（双眼鏡等の使用を含む）により実施し、次の判定項目に該当する場合は当該欄に「○」をし、B・C判定項目に該当がある場合は、備考①又備考②欄に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等	
A判定	異常なし、問題なし	B・C判定項目のいずれにも該当しない場合	
B判定	建築	中程度の劣化 ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合 <u>シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合</u>	
	設備	異音、異臭、異常振動がある	
		耐用年数経過率が1.2以上	耐用年数経過率＝経過年数÷耐用年数 ※建築年月日（及び更新年度）から自動計算される
	共通	不具合がある、機能上支障がある	現に不具合、機能上の支障がある場合 現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修繕履歴がある場合
点検業者等の指摘がある		耐用年数経過等による更新推奨の場合こちらに該当	

C 判 定	建 築	著しい劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合
		雨漏りがある、剥落がある、頻繁な誤作動がある	頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
	設 備	機能しない	当該設備が作動はしているが機能していない場合
		作動しない	当該設備が作動していない場合
	共 通	点検業者等から早急な改善の指摘がある	

※ 外壁：外部天井を含む。

※ 換気設備：換気扇は対象外。

※ 排煙機：排煙窓は外部建具に記載。

※ 消火設備：消火器は対象外。

※ 複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）及び同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば窓、エアコン（空気調和機）など）は、それぞれの機器又は建築部位・設備について該当するB・C判定項目に「○」をし、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況、4階会議室のエアコンの状況と1階事務室のエアコンの状況など）を記載すること。

※ 複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟の点検票にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟の点検票に記載し、その旨を備考欄に記載すること（例：機械室に設置、屋外に設置）。

この場合、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」も同様の記載となることに留意すること。

●自動火災報知設備：受信機がある棟に記載

●給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載

●消火設備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載

※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。

※ 同じ棟で部位が複数ある場合（アスファルト防水とシート防水など）、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と一致しているかよく確認すること。部位の仕様（種類）が判別できない場合はいずれかの部位の判定項目に「○」をし、写真を添付すること。

※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の状況について該当する判定項目に「○」をし、備考欄に記載すること（この場合、写真は添付不要）。

※ 備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄記載例」を参照。

※ 前年度B判定のものは、原則、B判定(又はC判定)となることに留意すること(修繕等しないでA判定にはならない)。

④ 備考①

③で「○」をした判定項目について、劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定を含む))等を具体的に記載する((6)備考欄記載例を参照)。

※ ②で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること(例:R2所属予算で更新予定、R3長寿命化改修予定)。

※ 同一の設備が複数ある場合(例えばエアコン(空気調和機等)等)は、系統が分かるようにすること。

⑤ 備考②

②で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」に「○」をした場合、指摘の内容を記載(指摘内容部分を転記)し、対応状況を記載する。

※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。

※ 該当する点検結果を参考に添付すること(PDFファイル)。

⑥ 判定結果

更新年度及びA・B・C判定項目の記載により自動的に記載される。

⑦ 写真No.

写真帳(後述)に記載した写真ナンバーを記載する。

⑧ 業者見積書の有無

点検時点の業者見積書の取得状況を記載する。

※ 点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にB・C判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とする又は当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するための業者見積書の取得を限られた期間の中で依頼する予定。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する(したい)場合等については、予め業者見積書の取得しておくこと。

⑨ 見積額(千円)

⑧で業者見積書「有」とした場合、業者見積額(千円)を記載する。

⑩ 点検結果写真帳

B・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付する。
点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備の写真帳シートは削除すること
(写真帳シート以外のシートは削除しないこと)。

※ 点検票の判定結果を必ず転記すること。

※ Noは「部位・設備番号ー連番」(例 1-1)とし、点検票「写真No」欄に記載すること。

※ 写真ごとに具体的な説明(どの部位・設備のどの部分の写真か等)を記載すること。

※ 写真は部位・設備ごとに、近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)
を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を添付すること(枠を適宜コピー)。必要
に応じ、写真位置図(立面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること。

※ 建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること(代表的な写真としないこと)。

※ 設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)。

(6) 備考欄記載例

【備考①】:劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定を含む))等を記載

●屋根(番号1~3)

- ・ アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- ・ 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- ・ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- ・ 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生する。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。
- ・ 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

●外壁(番号4~6)

- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- ・ 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

- ・ 外壁面の複数箇所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。
- ・ 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

●建具（番号7～8）

- ・ 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- ・ シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- ・ 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備（番号9～28）

- ・ 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- ・ 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- ・ 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- ・ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。
- ・ 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作（確認）ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるが、修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している（今年度修繕予定）。
- ・ 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- ・ 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。
- ・ 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改善されないので使用中止している。
- ・ トイレに使用している井水の揚水ポンプ（給水）が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。
- ・ 大雨の時、排水管の詰まりから、排水溝から水が溢れるので、今後、詰まりを改善するための改修が必要である。現状、未対応の状態で大雨の後は大きな水たまりができる。

【備考②】：点検業者等の指摘の内容（指摘内容部分を転記）及び対応状況を記載

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。
- ・ H29.3の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。

- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に低濃度PCB (0.5超～5,000mg/kg) が使用されていることから、処理期限のR9.3.31までに更新する必要があると指摘された。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度修繕を予定している。
- ・ H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- ・ R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。
- ・ H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。

6 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票（様式2）電子データを別途指定する期日までに財産管理課に提出する。

長寿命化点検結果は、財産管理課において BIMMS（保全マネジメントシステム）に記録するとともに、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。